

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者		カッコーホリジン トヨウダ イガク 学校法人 東洋大学							
フリガナ大学の名称		トヨウダ イガク 東洋大学 (Toyo University)							
大学本部の位置		東京都文京区白山5丁目28番地20号							
大学の目的		「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」を建学の精神とし、世界の学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的		社会学部第1部社会福祉学科の改組、赤羽台移転にともない2部社会福祉学科の教育課程の維持が困難と判断したため。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	社会学部 第2部社会福祉学科 計	4年	0人 (50人)	- 年次 - 人	0人 (200人)	学士(社会学) [Bachelor of Sociology]	令和3年4月	東京都文京区白山5丁目28番地20号	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		社会学部 第1部社会文化システム学科（廃止） (△150) (令和2年8月届出済) ※令和3年4月学生募集停止 第1部国際社会学科（設置） (150) (令和2年4月届出済) ※令和3年4月開設 社会学研究科 福祉社会システム専攻（廃止） (△20) (令和2年3月届出済)							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	社会学部 第2部 社会福祉学科	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (4)	0 (0)	0 (0)
		計	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (4)	0 (0)	0 (0)
	既設分	文学部 第1部 哲学科	5 (6)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	8 (8)	0 (0)	34 (34)
		東洋思想文化学科	5 (9)	1 (1)	3 (0)	1 (1)	10 (11)	0 (0)	33 (33)
		日本文学文化学科	7 (7)	6 (6)	2 (2)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	73 (73)
		英米文学科	6 (6)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	34 (34)
		国際文化コミュニケーション学科	7 (8)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	12 (13)	0 (0)	59 (59)
史学科		7 (8)	3 (3)	1 (0)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	50 (50)	
教育学科		12 (15)	4 (4)	3 (1)	2 (2)	21 (22)	0 (0)	53 (53)	
経済学部 第1部 経済学科		7 (11)	11 (11)	7 (3)	2 (2)	27 (27)	0 (0)	56 (56)	
国際経済学科		9 (11)	3 (3)	10 (8)	1 (1)	23 (23)	0 (0)	21 (21)	
総合政策学科	11 (11)	6 (6)	2 (2)	1 (1)	20 (20)	0 (0)	12 (12)		

教 員 組 織 の 概 要	既 設	経営学部 第1部 経営学科	15 (14)	10 (10)	7 (7)	2 (2)	34 (33)	0 (0)	33 (33)
		マーケティング学科	5 (8)	4 (4)	6 (4)	1 (1)	16 (17)	0 (0)	4 (4)
		会計ファイナンス学科	10 (12)	7 (8)	4 (1)	1 (1)	22 (22)	0 (0)	8 (8)
		法学部 第1部 法律学科	15 (18)	8 (8)	7 (4)	2 (2)	32 (32)	0 (0)	20 (20)
		企業法学科	16 (19)	5 (5)	6 (3)	1 (1)	28 (28)	0 (0)	19 (19)
		社会学部 第1部 社会学科	7 (8)	5 (5)	5 (4)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	25 (25)
		メディアコミュニケーション学科	11 (12)	0 (0)	4 (3)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	19 (19)
		社会心理学科	7 (8)	3 (3)	6 (5)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	20 (20)
		社会福祉学科	6 (7)	2 (2)	3 (2)	3 (3)	14 (14)	0 (0)	28 (28)
		国際社会学科	8 (8)	5 (5)	2 (2)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	38 (38)
		国際学部 グローバルイノベーション学科	5 (6)	4 (4)	5 (4)	1 (1)	15 (15)	0 (0)	13 (13)
		国際地域学科	11 (14)	6 (7)	8 (4)	2 (2)	27 (27)	0 (0)	47 (47)
		国際観光学部 国際観光学科	13 (17)	9 (9)	14 (10)	2 (2)	38 (38)	0 (0)	37 (37)
		理工学部 機械工学科	7 (9)	6 (6)	3 (1)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	16 (16)
		生体医工学科	8 (12)	4 (5)	4 (0)	1 (1)	17 (18)	0 (0)	34 (34)
		電気電子情報工学科	7 (11)	3 (3)	4 (0)	1 (1)	15 (15)	0 (0)	16 (16)
		応用化学科	7 (10)	3 (3)	4 (1)	1 (1)	15 (15)	0 (0)	21 (21)
		都市環境デザイン学科	5 (5)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	11 (11)	0 (0)	12 (12)
		建築学科	8 (8)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	30 (30)
		生命科学部 生命科学科	11 (13)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	18 (18)
		応用生物科学科	8 (9)	3 (3)	2 (1)	1 (1)	14 (14)	0 (0)	2 (2)
		ライフデザイン学部 生活支援学科	14 (14)	9 (9)	1 (1)	9 (9)	33 (33)	0 (0)	36 (36)
		健康スポーツ学科	7 (8)	6 (6)	6 (5)	1 (0)	20 (19)	0 (0)	51 (51)
		人間環境デザイン学科	7 (9)	7 (7)	1 (0)	1 (1)	16 (17)	3 (3)	44 (44)
		総合情報学部 総合情報学科	15 (19)	5 (5)	9 (5)	2 (2)	31 (31)	0 (0)	23 (23)
		食環境科学部 食環境科学科	6 (10)	4 (5)	6 (1)	2 (2)	18 (18)	0 (0)	6 (6)
		健康栄養学科	5 (5)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	13 (13)	5 (5)	5 (5)
		情報連携学部 情報連携学科	17 (21)	13 (13)	10 (6)	20 (20)	60 (60)	0 (0)	10 (10)
		文学部 第2部 東洋思想文化学科	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
		日本文学文化学科	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
		教育学科	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)
		経済学部 第2部 経済学科	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
		経営学部 第2部 経営学科	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
		法学部 第2部 法律学科	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)

教員組織の概要	既設分	社会学部 第2部 社会学科		2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	
		国際教育センター		0 (0)	2 (2)	13 (13)	1 (1)	16 (16)	0 (0)	10 (10)	
		IR室		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
		計		341 (416)	204 (208)	190 (116)	77 (76)	811 (815)	8 (8)	1070 (1070)	
	合 計		341 (418)	204 (210)	190 (116)	77 (77)	811 (819)	8 (8)	- (-)		
教員以外の職員の概要	職 種			専 任		兼 任		計			
	事 務 職 員			382 人 (382)		215 人 (215)		597 人 (597)			
	技 術 職 員			- (-)		85 (85)		85 (85)			
	図 書 館 専 門 職 員			32 (32)		7 (7)		39 (39)			
	そ の 他 の 職 員			- (-)		10 (10)		10 (10)			
	計			414 (414)		317 (317)		731 (731)			
校地等	区 分	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計			大学全体 借用面積 1,005.61㎡ 借用期間 2011/4/1～ 2041/3/31	
	校 舎 敷 地	336,413.19㎡	㎡		㎡		336,413.19㎡				
	運 動 場 用 地	189,576.05㎡	㎡		㎡		189,576.05㎡				
	小 計	525,989.24㎡	㎡		㎡		525,989.24㎡				
	そ の 他	302,924.81㎡	㎡		㎡		302,924.81㎡				
	合 計	828,914.05㎡	㎡		㎡		828,914.05㎡				
校 舎		専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計			大学全体	
		238,183.34㎡ (238,183.34㎡)	㎡ (㎡)		㎡ (㎡)		238,183.34㎡ (238,183.34㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設				
	室	室	室	室 (補助職員 人)		室 (補助職員 人)					
				室							
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称				室 数					
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点				
		()	()	()	()	()	()				
		()	()	()	()	()	()				
	計	()	()	()	()	()	()				
図書館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数						
		㎡									
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要								
		㎡									
経費見及び持の概要	のり経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次				
		教員 1 人 当 り 研究 費等	文,経済,経営,法,社会学部		527千円	527千円	527千円	527千円			
			国際,国際観光,ライフデザイン,情報連携		532千円	532千円	532千円	532千円			
			理工,生命科,総合情報、食環境科学部		教授 694千円 准教授641千円 講師 589千円	教授 694千円 准教授641千円 講師 589千円	教授 694千円 准教授641千円 講師 589千円	教授 694千円 准教授641千円 講師 589千円			
			共 同 研 究 費 等		80,000千円	80,000千円	80,000千円	80,000千円			
			図 書 購 入 費	279,205千円	279,205千円	279,205千円	279,205千円	279,205千円			
		設 備 購 入 費	672,185千円	672,185千円	672,185千円	672,185千円	672,185千円				
図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む。)を含む。											

図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む。)を含む。

経費 見及び 持の概 要	学生 1人 当り 納付 金		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次			
		文学部初等教育専攻学科を除く全学科、経済学部、経営学部、法学部、社会学部社会学科の各第1部	1,180千円		930千円		930千円		930千円			
		社会学部第1部メディアコミュニケーション学科	1,190千円		940千円		940千円		940千円			
		社会学部第1部社会心理学科、社会学部第一部国際社会学科	1,195千円		945千円		945千円		945千円			
		社会学部第1部社会福祉学科	1,205千円		955千円		955千円		955千円			
		国際学部、国際観光学部	1,250千円		1,000千円		1,000千円		1,000千円			
		ライフデザイン学部生活支援学科・健康スポーツ学科	1,280千円		1,030千円		1,030千円		1,030千円			
		文学部教育学科初等教育専攻	1,320千円		1,070千円		1,070千円		1,070千円			
		ライフデザイン学部人間環境デザイン学科	1,460千円		1,210千円		1,210千円		1,210千円			
		総合情報学部	1,480千円		1,230千円		1,230千円		1,230千円			
		情報連携学部	1,500千円		1,250千円		1,250千円		1,250千円			
		生命科学部、食環境科学部	1,580千円		1,330千円		1,330千円		1,330千円			
		理工学部	1,585千円		1,335千円		1,335千円		1,335千円			
		文学部、経済学部、経営学部、法学部、社会学部の各第2部	710千円		530千円		530千円		530千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入、資産運用収入等ならびに国庫からの補助金収入によって維持を図る。								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		東洋大学									
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地		
			年	人	年次 人	人		倍				
	大学院 修士・博士前期課程											
	文学研究科											
	哲学専攻		2	5	—	10	修士(文学)	1.10	昭和27年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号		
	インド哲学仏教学専攻		2	4	—	8	修士(文学)	0.62	昭和27年度	同上		
	日本文学文化専攻		2	10	—	20	修士(文学)	0.95	昭和27年度	同上		
	中国哲学専攻		2	4	—	8	修士(文学)	0.50	昭和29年度	同上		
	英文学専攻		2	5	—	10	修士(文学)	0.50	昭和31年度	同上		
	史学専攻		2	6	—	12	修士(文学)	0.33	昭和42年度	同上		
	教育学専攻		2	20	—	40	修士(教育学)	0.25	平成6年度	同上		
	国際文化コミュニケーション専攻		2	10	—	20	修士 (国際文化コミュニケーション)	0.30	平成31年度	同上		
	英語コミュニケーション専攻		2	—	—	—	修士 (英語コミュニケーション)	—	平成16年度	同上		
	社会学研究科											
	社会学専攻		2	10	—	20	修士(社会学)	0.60	昭和34年度	同上		
	社会心理学専攻		2	12	—	24	修士 (社会心理学)	0.66	平成16年度	同上		
	福祉社会システム専攻		2	20	—	40	修士(社会学)又は 修士(社会福祉学)	0.32	平成30年度	同上		
	法学研究科											
私法学専攻		2	10	—	20	修士(法学)	0.45	昭和39年度	同上			
公法学専攻		2	10	—	20	修士(法学)	0.45	昭和51年度	同上			

平成31年より学生募集停止

平成31年より学生
募集停止

既 設 大 学 等 の 状 況	経営学研究科									平成31年より学生 募集停止
	経営学 ・マーケティング専攻	2	22	—	44	修士(経営学)又は 修士(マーケティング)	0.38	平成31年度	同上	
	経営学専攻	2	—	—	—	修士(経営学)	—	昭和47年度	同上	
	ビジネス・会計 ファイナンス専攻	2	28	—	56	修士(経営学)	0.83	平成18年度	同上	
	理工学研究科									平成26年より学生 募集停止
	生体医工学専攻	2	18	—	36	修士 (理工学)	0.66	平成26年度	埼玉県川越市鯨井 2100	
	応用化学専攻	2	12	—	24	修士 (理工学)	1.16	平成26年度	同上	
	機能システム専攻	2	15	—	30	修士 (理工学)	1.19	平成26年度	同上	
	電気電子情報専攻	2	11	—	22	修士 (理工学)	0.54	平成26年度	同上	
	都市環境デザイン専攻	2	8	—	16	修士(工学)	0.49	平成26年度	同上	
	建築学専攻	2	14	—	28	修士(工学)	1.24	平成26年度	同上	
	工学研究科									
	機能システム専攻	2	—	—	—	修士(工学)	—	平成17年度	同上	
	経済学研究科									
	経済学専攻	2	10	—	20	修士(経済学)	1.15	昭和51年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	公民連携専攻	2	30	—	60	修士(経済学)	0.74	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号 東京都千代田区	
	国際学研究科									
	グローバル・イノベー ション学専攻	2	10	—	10	修士 (グローバル・イノ ベーション学)	0.30	令和2年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	国際地域学専攻	2	15	—	30	修士 (国際地域学)	0.73	平成30年度	同上	
	国際観光学研究科									
	国際観光学専攻	2	15	—	30	修士 (国際観光学)	0.69	平成30年度	同上	
	国際地域学研究科									
	国際地域学専攻	2	—	—	—	修士 (国際地域学)	—	平成13年度	同上	
	国際観光学専攻	2	—	—	—	修士 (国際観光学)	—	平成17年度	同上	
	生命科学研究科									
	生命科学専攻	2	20	—	40	修士 (生命科学)	1.10	平成13年度	群馬県邑楽郡板倉町 泉野1丁目1番1号	
	社会福祉学研究科									
	社会福祉学専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉 学)又は修士 (ソーシャルワー ク)	0.52	平成30年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	ライフデザイン学研究 科									
	生活支援学専攻	2	10	—	20	修士(社会福祉学) 又は修士(保育学)	0.60	平成30年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号	
	健康スポーツ学専攻	2	10	—	20	修士(健康スポーツ 学)	0.30	平成30年度	同上	
	人間環境デザイン専攻	2	10	—	20	修士(人間環境デザ イン学)	0.70	平成30年度	同上	

既 設
--

大 学 等 の 状 況	理工学研究科										
	生体医工学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.33	平成26年度	埼玉県川越市鯨井 2100		
	応用化学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.11	平成26年度	同上		
	機能システム専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	同上		
	電気電子情報専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.22	平成26年度	同上		
	建築・都市デザイン専攻	3	3	—	9	博士(工学)	0.00	平成26年度	同上		
	工学研究科										
	機能システム専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生 募集停止	
	経済学研究科										
	経済学専攻	3	3	—	9	博士(経済学)	0.88	昭和53年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号		
	国際学研究科										
	国際地域学専攻	3	5	—	15	博士 (国際地域学)	1.00	平成30年度	同上		
	国際観光学研究科										
	国際観光学専攻	3	3	—	9	博士 (国際観光学)	0.88	平成30年度	同上		
	国際地域学研究科										
	国際地域学専攻	3	—	—	—	博士 (国際地域学)	—	平成15年度	同上	平成30年より学生 募集停止	
	国際観光学専攻	3	—	—	—	博士 (国際観光学)	—	平成23年度	同上	平成30年より学生 募集停止	
	生命科学研究科										
	生命科学専攻	3	4	—	12	博士 (生命科学)	0.50	平成15年度	群馬県邑楽郡板倉町 泉野1丁目1番1号		
	社会福祉学研究科										
	社会福祉学専攻	3	5	—	15	博士(社会福祉 学)又は博士 (ソーシャルワ ー)	1.00	平成30年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号		
	ライフデザイン学研究 科										
	ヒューマンライフ学専 攻	3	5	—	15	博士(社会福祉学) 又は博士(健康ス ポーツ学)	0.86	平成30年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号		
	人間環境デザイン専攻	3	4	—	12	博士(人間環境デザ イン学)	0.00	平成30年度	同上		
	福祉社会デザイン研究科										
	社会福祉学専攻	3	—	—	—	博士(社会福祉学)又 は博士(ソーシャル ワ)	—	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	平成30年より学生 募集停止	
	ヒューマンデザイン専攻	3	—	—	—	博士(社会福祉学)又 は博士(健康デザ イン学)	—	平成18年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号	平成30年より学生 募集停止	
	学際・融合科学研究科										
	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	3	4	—	12	博士(バイオ・ナ ノサイエンス融合)	0.33	平成19年度	埼玉県川越市鯨井 2100		
	総合情報学研究科										
	総合情報学専攻	3	3	—	9	博士(情報学)	1.88	平成30年度	同上		
	食環境科学研究科										
	食環境科学専攻	3	2	—	6	博士(食環境 科学)	1.00	平成30年度	群馬県邑楽郡板倉町 泉野1丁目1番1号		

既 設 大 学 等 の 状 況	情報連携学研究科									
	情報連携学専攻	3	4	—	8	博士(情報連携学)	0.12	平成31年度	東京都北区赤羽台1丁目7番11号	平成29年より学生募集停止
	文学部 第1部						1.03			
	哲学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.05	昭和24年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	東洋思想文化学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.04	平成25年度	同上	
	日本文学文化学科	4	133	—	532	学士(文学)	1.05	平成12年度	同上	
	英米文学科	4	133	—	532	学士(文学)	1.05	昭和24年度	同上	
	英語コミュニケーション学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	平成12年度	同上	
	史学科	4	133	—	532	学士(文学)	1.00	昭和24年度	同上	
	教育学科						0.97	昭和39年度	同上	
	教育学科人間発達専攻	4	100	—	400	学士(教育学)	1.00	平成20年度	同上	
	教育学科初等教育専攻	4	50	—	200	学士(教育学)	0.93	平成20年度	同上	
	国際文化コミュニケーション学科	4	100	—	400	学士(文学)	1.10	平成29年度	同上	
	経済学部 第1部						1.06			
	経済学科	4	250	—	1000	学士(経済学)	1.06	昭和25年度	同上	
	国際経済学科	4	183	—	732	学士(経済学)	1.06	平成12年度	同上	
	総合政策学科	4	183	—	732	学士(経済学)	1.06	平成12年度	同上	
	経営学部 第1部						1.03			
	経営学科	4	316	—	1264	学士(経営学)	1.01	昭和41年度	同上	
	マーケティング学科	4	150	—	600	学士(経営学)	1.05	昭和41年度	同上	
	会計ファイナンス学科	4	216	—	864	学士(経営学)	1.02	平成18年度	同上	
	法学部 第1部						1.04			
	法律学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1.03	昭和31年度	同上	
	企業法学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1.05	昭和40年度	同上	
	社会学部 第1部						1.05			
	社会学科	4	150	—	600	学士(社会学)	1.06	昭和34年度	同上	
	社会文化システム学科	4	150	—	600	学士(社会学)	1.03	平成12年度	同上	
	メディアコミュニケーション学科	4	150	—	600	学士(社会学)	1.08	平成12年度	同上	
	社会心理学科	4	150	—	600	学士(社会学)	1.05	平成12年度	同上	
	社会福祉学科	4	150	—	600	学士(社会学)	1.02	平成4年度	同上	
	理工学部						1.02			
	機械工学科	4	180	—	720	学士(理工学)	1.01	昭和36年度	埼玉県川越市鯨井2100	
	生体医工学科	4	113	—	452	学士(理工学)	1.00	平成21年度	同上	
	電気電子情報工学科	4	113	—	452	学士(理工学)	1.03	昭和36年度	同上	
	応用化学科	4	146	—	584	学士(理工学)	1.00	昭和36年度	同上	

既 設 大 学 等 の 状 況	教育学科	4	40	—	160	学士(教育学)	0.99	昭和39年度	同上	平成31年度入学定員増(5人)
	経済学部 第2部						1.05			
	経済学科	4	150	—	600	学士(経済学)	1.05	昭和32年度	同上	
	経営学部 第2部						1.02			
	経営学科	4	110	—	440	学士(経営学)	1.02	昭和41年度	同上	
	法学部 第2部						1.02			
	法律学科	4	120	—	480	学士(法学)	1.02	昭和31年度	同上	
	社会学部 第2部						1.03			
	社会学科	4	130	—	520	学士(社会学)	1.06	昭和34年度	同上	
	社会福祉学科	4	50	—	190	学士(社会学)	0.98	平成13年度	同上	
	通信教育部									平成30年より募集停止
	文学部 日本文学文化学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和39年度	同上	
	法学部 法律学科	4	—	—	—	学士(法学)	—	昭和41年度	同上	
附属施設の概要		該当なし								

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人東洋大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和2年度 (平成32年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和3年度 (平成33年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
【東洋大学】				【東洋大学】				
文学部 第1部				文学部 第1部				
哲学科	100	—	400	哲学科	100	—	400	
東洋思想文化学科	100	—	400	東洋思想文化学科	100	—	400	
日本文学文化学科	133	—	532	日本文学文化学科	133	—	532	
英米文学科	133	—	532	英米文学科	133	—	532	
史学科	133	—	532	史学科	133	—	532	
教育学科				教育学科				
人間発達専攻	100	—	400	人間発達専攻	100	—	400	
初等教育専攻	50	—	200	初等教育専攻	50	—	200	
国際文化コミュニケーション学科	100	—	400	国際文化コミュニケーション学科	100	—	400	
経済学部 第1部				経済学部 第1部				
経済学科	250	—	1000	経済学科	250	—	1000	
国際経済学科	183	—	732	国際経済学科	183	—	732	
総合政策学科	183	—	732	総合政策学科	183	—	732	
経営学部 第1部				経営学部 第1部				
経営学科	316	—	1264	経営学科	316	—	1264	
マーケティング学科	150	—	600	マーケティング学科	150	—	600	
会計ファイナンス学科	216	—	864	会計ファイナンス学科	216	—	864	
法学部 第1部				法学部 第1部				
法律学科	250	—	1000	法律学科	250	—	1000	
企業法学科	250	—	1000	企業法学科	250	—	1000	
社会学部 第1部				社会学部 第1部				
社会学科	150	—	600	社会学科	150	—	600	
社会文化システム学科	150	—	600	社会文化システム学科	0	—	0	令和3年4月学生募集 停止
メディアコミュニケーション学科	150	—	600	メディアコミュニケーション学科	150	—	600	
社会心理学科	150	—	600	社会心理学科	150	—	600	
社会福祉学科	150	—	600	社会福祉学科	150	—	600	
				国際社会学科	150	—	600	学科の設置（令和2 年4月届出済）
理工学部				理工学部				
機械工学科	180	—	720	機械工学科	180	—	720	
生体医工学科	113	—	452	生体医工学科	113	—	452	
電気電子情報工学科	113	—	452	電気電子情報工学科	113	—	452	
応用化学科	146	—	584	応用化学科	146	—	584	
都市環境デザイン学科	113	—	452	都市環境デザイン学科	113	—	452	
建築学科	146	—	584	建築学科	146	—	584	

学校法人東洋大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和2年度 (平成32年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和3年度 (平成33年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
国際学部				国際学部				
グローバル・イノベーション 学科	100	—	400	グローバル・イノベーション 学科	100	—	400	
国際地域学科				国際地域学科				
国際地域専攻	210	—	840	国際地域専攻	210	—	840	
地域総合専攻	80	—	320	地域総合専攻	80	—	320	
国際観光学部				国際観光学部				
国際観光学科	366	—	1464	国際観光学科	366	—	1464	
生命科学部				生命科学部				
生命科学科	113	—	452	生命科学科	113	—	452	
応用生物科学科	113	—	452	応用生物科学科	113	—	452	
ライフデザイン学部				ライフデザイン学部				
生活支援学科				生活支援学科				
生活支援学専攻	116	—	464	生活支援学専攻	116	—	464	
子ども支援学専攻	100	—	400	子ども支援学専攻	100	—	400	
健康スポーツ学科	180	—	720	健康スポーツ学科	180	—	720	
人間環境デザイン学科	160	—	640	人間環境デザイン学科	160	—	640	
総合情報学部				総合情報学部				
総合情報学科	260	—	1040	総合情報学科	260	—	1040	
食環境科学部				食環境科学部				
食環境科学科				食環境科学科				
フードサイエンス専攻	70	—	280	フードサイエンス専攻	70	—	280	
スポーツ・食品機能専攻	50	—	200	スポーツ・食品機能専攻	50	—	200	
健康栄養学科	100	—	400	健康栄養学科	100	—	400	
情報連携学部				情報連携学部				
情報連携学科	400	—	1600	情報連携学科	400	—	1600	
文学部 第2部				文学部 第2部				
東洋思想文化学科	30		120	東洋思想文化学科	30		120	
日本文学文化学科	50	—	200	日本文学文化学科	50	—	200	
教育学科	40	—	160	教育学科	40	—	160	
経済学部 第2部				経済学部 第2部				
経済学科	150	—	600	経済学科	150	—	600	
経営学部 第2部				経営学部 第2部				
経営学科	110	—	440	経営学科	110	—	440	
法学部 第2部				法学部 第2部				
法律学科	120	—	480	法律学科	120	—	480	

学校法人東洋大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和2年度 (平成32年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和3年度 (平成33年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
社会学部 第2部				社会学部 第2部				
社会学科	130	—	520	社会学科	130	—	520	
社会福祉学科	50	—	200	社会福祉学科	0	—	0	令和3年4月学生募集 停止
学部 計	7,306	—	29,224	学部 計	7,256	—	29,024	

【東洋大学大学院】				【東洋大学大学院】			
〔修士・博士前期課程〕				〔修士・博士前期課程〕			
文学研究科				文学研究科			
哲学専攻	5	—	10	哲学専攻	5	—	10
インド哲学仏教学専攻	4	—	8	インド哲学仏教学専攻	4	—	8
日本文学文化専攻	10	—	20	日本文学文化専攻	10	—	20
中国哲学専攻	4	—	8	中国哲学専攻	4	—	8
英文学専攻	5	—	10	英文学専攻	5	—	10
史学専攻	6	—	12	史学専攻	6	—	12
教育学専攻	20	—	40	教育学専攻	20	—	40
国際文化コミュニケーション専攻	10	—	20	国際文化コミュニケーション専攻	10	—	20
社会学研究科				社会学研究科			
社会学専攻	10	—	20	社会学専攻	10	—	20
社会心理学専攻	12	—	24	社会心理学専攻	12	—	24
福祉社会システム専攻	20	—	40	福祉社会システム専攻	0	—	0
法学研究科				法学研究科			
私法学専攻	10	—	20	私法学専攻	10	—	20
公法学専攻	10	—	20	公法学専攻	10	—	20
経営学研究科				経営学研究科			
経営学・マーケティング専攻	22	—	44	経営学・マーケティング専攻	22	—	44
ビジネス・会計 ファイナンス専攻	28	—	56	ビジネス・会計 ファイナンス専攻	28	—	56
理工学研究科				理工学研究科			
生体医工学専攻	18	—	36	生体医工学専攻	18	—	36
応用化学専攻	12	—	24	応用化学専攻	12	—	24
機能システム専攻	15	—	30	機能システム専攻	15	—	30
電気電子情報専攻	11	—	22	電気電子情報専攻	11	—	22
都市環境デザイン専攻	8	—	16	都市環境デザイン専攻	8	—	16
建築学専攻	14	—	28	建築学専攻	14	—	28

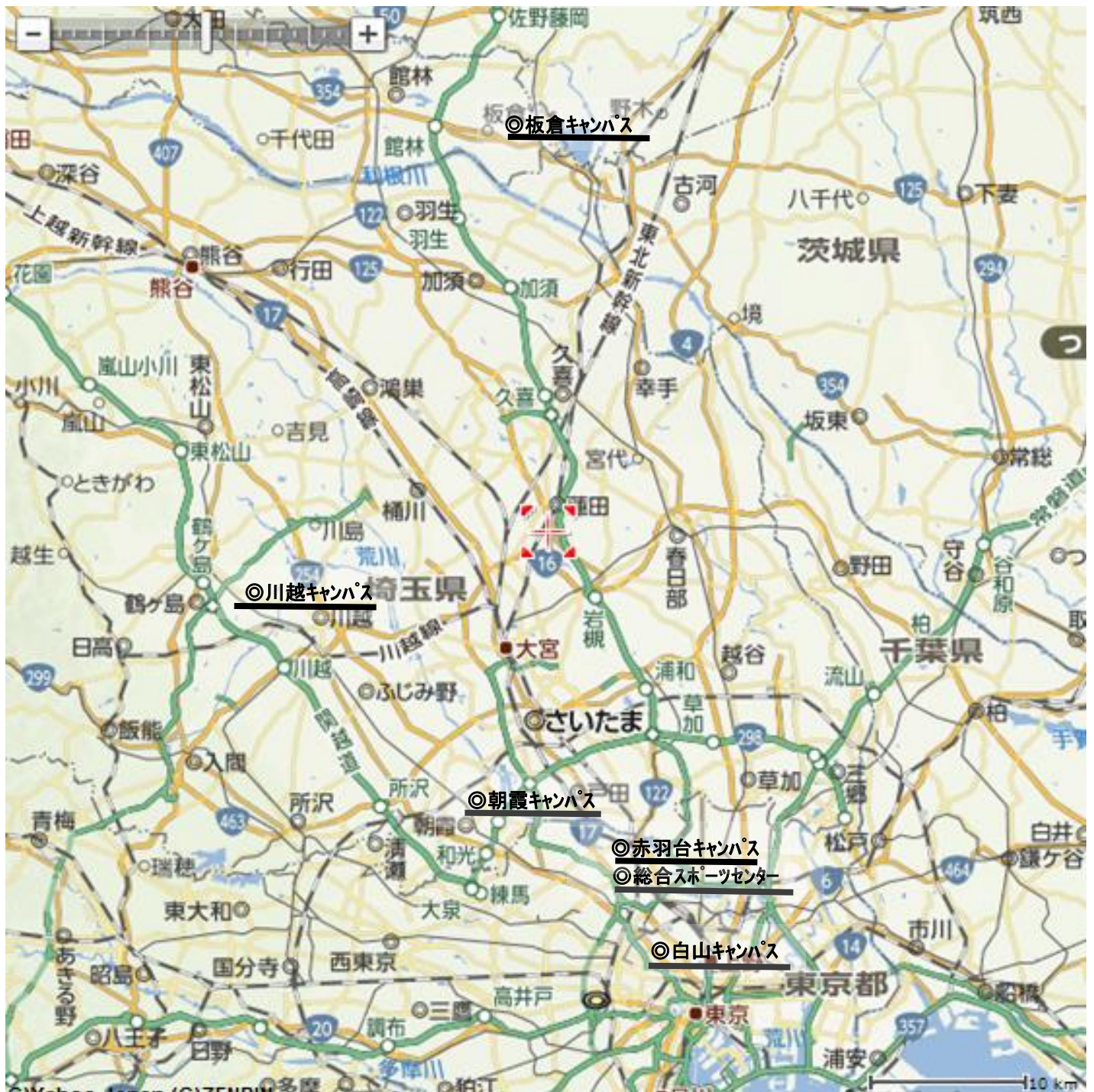
学校法人東洋大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和2年度 (平成32年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和3年度 (平成33年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
経済学研究科				経済学研究科				
経済学専攻	10	—	20	経済学専攻	10	—	20	
公民連携専攻	30	—	60	公民連携専攻	30	—	60	
国際学研究科				国際学研究科				
グローバル・イノベーション学専攻	10	—	20	グローバル・イノベーション学専攻	10	—	20	
国際地域学専攻	15	—	30	国際地域学専攻	15	—	30	
国際観光学研究科				国際観光学研究科				
国際観光学専攻	15	—	30	国際観光学専攻	15	—	30	
生命科学研究科				生命科学研究科				
生命科学専攻	20	—	40	生命科学専攻	20	—	40	
社会福祉学研究科				社会福祉学研究科				
社会福祉学専攻	20	—	40	社会福祉学専攻	20	—	40	
ライフデザイン学研究科				ライフデザイン学研究科				
生活支援学専攻	10	—	20	生活支援学専攻	10	—	20	
健康スポーツ学専攻	10	—	20	健康スポーツ学専攻	10	—	20	
人間環境デザイン専攻	10	—	20	人間環境デザイン専攻	10	—	20	
学際・融合科学研究科				学際・融合科学研究科				
バイオ・ナノサイエンス融合専攻	12	—	24	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	12	—	24	
総合情報学研究科				総合情報学研究科				
総合情報学専攻	15	—	30	総合情報学専攻	15	—	30	
食環境科学研究科				食環境科学研究科				
食環境科学専攻	10	—	20	食環境科学専攻	10	—	20	
情報連携学研究科				情報連携学研究科				
情報連携学専攻	20	—	40	情報連携学専攻	20	—	40	
〔修士・博士前期課程〕 計	461	—	922	〔修士・博士前期課程〕 計	441	—	882	
〔博士後期課程〕 文学研究科				〔博士後期課程〕 文学研究科				
哲学専攻	3	—	9	哲学専攻	3	—	9	
インド哲学仏教学専攻	3	—	9	インド哲学仏教学専攻	3	—	9	
日本文学文化専攻	3	—	9	日本文学文化専攻	3	—	9	
中国哲学専攻	3	—	9	中国哲学専攻	3	—	9	
英文学専攻	3	—	9	英文学専攻	3	—	9	
史学専攻	3	—	9	史学専攻	3	—	9	
教育学専攻	4	—	12	教育学専攻	4	—	12	
国際文化コミュニケーション専攻	3	—	9	国際文化コミュニケーション専攻	3	—	9	

学校法人東洋大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和2年度 (平成32年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和3年度 (平成33年度)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
社会学研究科				社会学研究科				
社会学専攻	3	—	9	社会学専攻	3	—	9	
社会心理学専攻	5	—	15	社会心理学専攻	5	—	15	
法学研究科				法学研究科				
私法学専攻	5	—	15	私法学専攻	5	—	15	
公法学専攻	5	—	15	公法学専攻	5	—	15	
経営学研究科				経営学研究科				
経営学・マーケティング専攻	4	—	12	経営学・マーケティング専攻	4	—	12	
ビジネス・会計 ファイナンス専攻	3	—	9	ビジネス・会計 ファイナンス専攻	3	—	9	
理工学研究科			0	理工学研究科			0	
生体医工学専攻	3	—	9	生体医工学専攻	3	—	9	
応用化学専攻	3	—	9	応用化学専攻	3	—	9	
機能システム専攻	3	—	9	機能システム専攻	3	—	9	
電気電子情報専攻	3	—	9	電気電子情報専攻	3	—	9	
建築・都市デザイン専攻	3	—	9	建築・都市デザイン専攻	3	—	9	
経済学研究科				経済学研究科				
経済学専攻	3	—	9	経済学専攻	3	—	9	
国際学研究科				国際学研究科				
国際地域学専攻	5	—	15	国際地域学専攻	5	—	15	
国際観光学研究科				国際観光学研究科				
国際観光学専攻	3	—	9	国際観光学専攻	3	—	9	
生命科学研究科				生命科学研究科				
生命科学専攻	4	—	12	生命科学専攻	4	—	12	
社会福祉学研究科				社会福祉学研究科				
社会福祉学専攻	5	—	15	社会福祉学専攻	5	—	15	
ライフデザイン学研究科				ライフデザイン学研究科				
ヒューマンライフ学専攻	5	—	15	ヒューマンライフ学専攻	5	—	15	
人間環境デザイン専攻	4	—	12	人間環境デザイン専攻	4	—	12	
バイオ・ナノサイエンス融合専攻	4	—	12	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	4	—	12	
総合情報学研究科				総合情報学研究科				
総合情報学専攻	3	—	9	総合情報学専攻	3	—	9	
食環境科学研究科				食環境科学研究科				
食環境科学専攻	2	—	6	食環境科学専攻	2	—	6	
情報連携学研究科				情報連携学研究科				
情報連携学専攻	4	—	12	情報連携学専攻	4	—	12	
〔博士後期課程〕 計	107	—	321	〔博士後期課程〕 計	107	—	321	
大学院 計	568	—	1,223	大学院 計	548	—	1,203	

東洋大学関連広域図



【所在地】

白山キャンパス	東京都文京区白山5-28-20
赤羽台キャンパス	東京都北区赤羽台1-7-11
朝霞キャンパス	埼玉県朝霞市岡48-1
川越キャンパス	埼玉県川越市鯨井2100
板倉キャンパス	群馬県邑楽郡板倉町泉野1-1-1
総合スポーツセンター	東京都板橋区清水町92-1



白山駅（都営地下鉄三田線）より徒歩 5 分

千石駅（都営地下鉄三田線）より徒歩 8 分

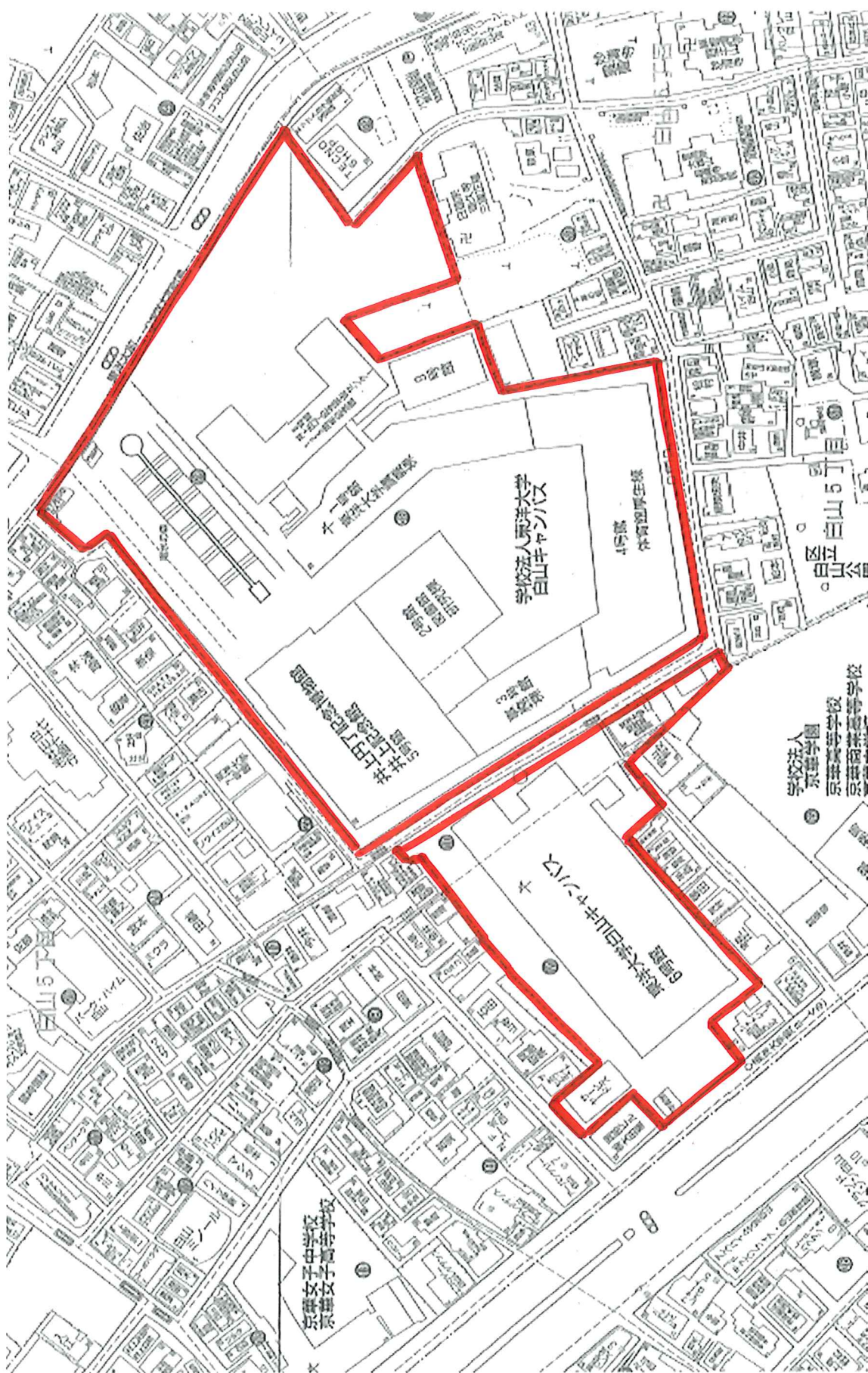
本駒込（東京メトロ南北線）より徒歩 5 分

千駄木駅（東京メトロ千代田線）より徒歩 15 分

校地(白山キャンパス)

所 在

東京都 文京区



改正

昭和25年 4 月 1 日
昭和26年 4 月 1 日
昭和27年 4 月 1 日
昭和29年 4 月 1 日
昭和31年 4 月 1 日
昭和32年 4 月 1 日
昭和34年 4 月 1 日
昭和36年 4 月 1 日
昭和37年 4 月 1 日
昭和39年 4 月 1 日
昭和40年 4 月 1 日
昭和41年 4 月 1 日
昭和43年 4 月 1 日
昭和46年 4 月 1 日
昭和47年 4 月 1 日
昭和51年 4 月 1 日
昭和53年 4 月 1 日
昭和54年 4 月 1 日
昭和55年 4 月 1 日
昭和56年 4 月 1 日
昭和57年 4 月 1 日
昭和58年 4 月 1 日
昭和59年 4 月 1 日
昭和60年 4 月 1 日
昭和61年 4 月 1 日
昭和62年 4 月 1 日
昭和63年 4 月 1 日
昭和63年 9 月 26 日
昭和63年 11 月 4 日
平成元年 4 月 1 日
平成元年 6 月 22 日
平成 2 年 4 月 1 日
平成 3 年 4 月 1 日
平成 3 年 7 月 1 日
平成 3 年 10 月 1 日
平成 4 年 4 月 1 日
平成 5 年 4 月 1 日
平成 5 年 10 月 1 日
平成 5 年 11 月 1 日
平成 6 年 4 月 1 日
平成 6 年 9 月 5 日
平成 7 年 4 月 1 日
平成 8 年 4 月 1 日
平成 9 年 4 月 1 日

平成10年 4 月 1 日
平成10年 6 月 1 日
平成10年 9 月 1 日
平成11年 4 月 1 日
平成12年 4 月 1 日
平成12年 7 月 1 日
平成13年 4 月 1 日
平成14年 4 月 1 日
平成14年 7 月15日
平成15年 4 月 1 日
平成16年 4 月 1 日
平成17年 4 月 1 日
平成18年 4 月 1 日
平成19年 4 月 1 日
平成20年 4 月 1 日
平成20年 7 月22日
平成21年 4 月 1 日
平成22年 4 月 1 日
平成23年 4 月 1 日
平成24年 4 月 1 日
平成25年 4 月 1 日
平成26年 4 月 1 日
平成26年 7 月 1 日
平成27年 4 月 1 日
平成28年 4 月 1 日
平成28年 7 月 1 日
平成29年 4 月 1 日
平成30年 4 月 1 日
平成31年 4 月 1 日
令和 2 年 6 月 1 日学則第72号
令和 3 年 4 月 1 日学則第X号

東洋大学学則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条の 4）
- 第 2 章 本学の組織
 - 第 1 節 教育及び研究の組織（第 4 条—第 8 条）
 - 第 2 節 運営機関及び教職員（第 9 条—第18条）
- 第 3 章 修学等
 - 第 1 節 修業年限（第19条—第20条）
 - 第 2 節 学年、学期及び休業日（第21条—第23条）
- 第 4 章 入学、退学、休学、除籍等
 - 第 1 節 入学、留学等（第24条—第34条）
 - 第 2 節 休学、退学、転学及び除籍（第35条—第38条）
- 第 5 章 教育課程及び履修方法（第39条—第45条）
- 第 6 章 試験及び成績（第46条—第51条）
- 第 7 章 卒業及び学士の学位（第52条—第55条）
- 第 8 章 賞罰及び奨学（第56条—第57条の 2）

第9章 委託学生、科目等履修生及び特別聴講生（第58条—第61条）

第10章 外国人留学生（第62条・第62条の2）

第11章 学費等

第1節 検定料及び選考料（第63条・第64条）

第2節 学費、科目等履修料等（第65条—第69条）

第3節 手数料（第70条）

第4節 学費の返還制限（第71条）

第12章 正規外の講座（第72条—第74条）

第13章 厚生寮、学生寮及び厚生保健施設（第75条—第79条）

第14章 補則（第80条—第82条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき、学校法人東洋大学が設置する東洋大学（以下「本学」という。）における教育及び研究の組織並びに運営について必要な事項を定める。

（本学の目的）

第2条 本学は、創立者井上円了博士の建学の精神に基づき、東西学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めると共に、人格の陶冶と情操の涵養とに務め、国家及び世界の文化向上に貢献しうる有為の人材を養成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第3条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施細目については、別に定める。

（認証評価）

第3条の2 本学は、前条第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法第109条第2項に基づき、政令で定められた期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受け、その結果を公表する。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第3条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

2 本学は、前項に加え、大学の運営の高度化を図ることを目的として、教職員が大学の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修を実施する。

3 前2項の実施に関する必要な事項については、別に定める。

（情報の公表）

第3条の4 本学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2に基づき、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表する。

2 前項の公表方法については、別に定める。

第2章 本学の組織

第1節 教育及び研究の組織

（学部及び学科）

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。

（1）文学部

ア 第1部

（ア）哲学科

（イ）東洋思想文化学科

- (ウ) 日本文学文化学科
- (エ) 英米文学科
- (オ) 史学科
- (カ) 教育学科
- (キ) 国際文化コミュニケーション学科
- イ 第2部
 - (ア) 東洋思想文化学科
 - (イ) 日本文学文化学科
 - (ウ) 教育学科
- (2) 経済学部
 - ア 第1部
 - (ア) 経済学科
 - (イ) 国際経済学科
 - (ウ) 総合政策学科
 - イ 第2部
 - 経済学科
- (3) 経営学部
 - ア 第1部
 - (ア) 経営学科
 - (イ) マーケティング学科
 - (ウ) 会計ファイナンス学科
 - イ 第2部
 - 経営学科
- (4) 法学部
 - ア 第1部
 - (ア) 法律学科
 - (イ) 企業法学科
 - イ 第2部
 - 法律学科
- (5) 社会学部
 - ア 第1部
 - (ア) 社会学科
 - (イ) 国際社会学科
 - (ウ) メディアコミュニケーション学科
 - (エ) 社会心理学科
 - (オ) 社会福祉学科
 - イ 第2部
 - (ア) 社会学科
- (6) 理工学部
 - ア 機械工学科
 - イ 生体医工学科
 - ウ 電気電子情報工学科
 - エ 応用化学科
 - オ 都市環境デザイン学科
 - カ 建築学科
- (7) 国際学部
 - ア グローバル・イノベーション学科

- イ 国際地域学科
- (8) 国際観光学部
 - 国際観光学科
- (9) 生命科学部
 - ア 生命科学科
 - イ 応用生物科学科
- (10) ライフデザイン学部
 - ア 生活支援学科
 - イ 健康スポーツ学科
 - ウ 人間環境デザイン学科
- (11) 総合情報学部
 - 総合情報学科
- (12) 食環境科学部
 - ア 食環境科学科
 - イ 健康栄養学科
- (13) 情報連携学部
 - 情報連携学科

2 前項の学科のもとに、教育研究上の必要に応じ専攻等を置くことができる。

3 各学部における学部規程は、別に定める。

(学部及び学科の教育研究上の目的)

第4条の2 各学部は、学部及び学科又は専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定める。

(卒業の認定及び学位授与、教育課程の編成及び実施並びに入学者の受入れに関する方針)

第4条の3 各学部は、前条の目的を達成するために、学部及び学科又は専攻の卒業の認定及び学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針を学部規程に定める。

(学生定員)

第5条 本学の各学部及び学科又は専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員		収容定員	
			第1部	第2部	第1部	第2部
文学部	哲学科		100		400	
	東洋思想文化学科		100	30	400	120
	日本文学文化学科		133	50	532	200
	英米文学科		133		532	
	史学科		133		532	
	教育学科	人間発達専攻	100		400	
		初等教育専攻	50		200	
				40		160
	国際文化コミュニケーション学科		100		400	
	(計)		849	120	3,396	480
経済学部	経済学科		250	150	1,000	600
	国際経済学科		183		732	
	総合政策学科		183		732	
	(計)		616	150	2,464	600
経営学部	経営学科		316	110	1,264	440
	マーケティング学科		150		600	

	会計ファイナンス学科	216		864	
	(計)	682	110	2,728	440
法学部	法律学科	250	120	1,000	480
	企業法学科	250		1,000	
	(計)	500	120	2,000	480
社会学部	社会学科	150	130	600	520
	国際社会学科	150		600	
	メディアコミュニケーション学科	150		600	
	社会心理学科	150		600	
	社会福祉学科	150		600	
	(計)	750	130	3,000	520
理工学部	機械工学科	180		720	
	生体医工学科	113		452	
	電気電子情報工学科	113		452	
	応用化学科	146		584	
	都市環境デザイン学科	113		452	
	建築学科	146		584	
	(計)	811		3,244	
国際学部	グローバル・イノベーション学科	100		400	
	国際地域学 国際地域専攻	210		840	
	地域総合専攻	80		320	
	(計)	390		1,560	
国際観光学部	国際観光学科	366		1,464	
生命科学部	生命科学科	113		452	
	応用生物科学科	113		452	
	(計)	226		904	
ライフデザイン学部	生活支援学 生活支援学専攻	116		464	
	子ども支援学専攻	100		400	
	健康スポーツ学科	180		720	
	人間環境デザイン学科	160		640	
	(計)	556		2,224	
総合情報学部	総合情報学科	260		1,040	
食環境科学部	食環境科学 フードサイエンス専攻	70		280	
	科				
	スポーツ・食品機能専攻	50		200	
	健康栄養学科	100		400	
	(計)	220		880	
情報連携学部	情報連携学科	400		1,600	
〔合計〕		6,626	630	26,504	2,520

2 文学部第1部及び第2部東洋思想文化学科の「インド思想コース」、「中国語・中国哲

学文学コース」、「仏教思想コース」及び「東洋芸術文化コース」の定員は、別に定める文学部東洋思想文化学科のコースに関する規程による。

(通信教育課程)

第6条 文学部日本文学文化学科及び法学部法律学科に、通信教育課程を置く。

2 通信教育課程に関する学則は、別に定める。

(大学院)

第7条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(附属施設等)

第8条 本学に、附属施設として図書館、研究所、センターその他の教育及び研究に必要な施設を置くことができる。

2 附属施設に関する規程は、別に定める。

第2節 運営機関及び教職員

(学長)

第9条 本学に、学長を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第9条の2 本学に、副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第10条 各学部、各学部に、学部長を置く。

2 学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。

(学部長会議)

第11条 各学部の連絡調整及びその他緊急を要する事項につき、学長の諮問に応えるために学部長会議を置く。

2 学部長会議に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第12条 学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項及び当該学部の運営に関する事項を審議するために、各学部に教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

第13条 削除

第14条 削除

(各種委員会)

第15条 学長が必要と認めるときは、課題ごとに委員会（以下「各種委員会」という。）を設置することができる。

2 各種委員会に関する規程は、別に定める。

第16条 削除

(教職員)

第17条 本学に、専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、特殊資格職員、技術職員及び現業職員を置く。

2 前項のほか、必要に応じ、非常勤の教員及び職員を置くことができる。

(学外者研究員)

第18条 本学に、学外者研究員を置くことができる。

2 学外者研究員に関する規程は、別に定める。

第3章 修学等

第1節 修業年限

(修業年限)

第19条 学部の修業年限は、4年とする。

(修業年限の通算)

第19条の2 科目等履修生(大学入学資格を有しない者を除く。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、本学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えないものとする。

2 前項の修業年限の通算は、本学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他教授会が必要と認める事項を勘案して行う。

(在学年限)

第20条 卒業に必要な単位を修得するために在学できる年数(以下「在学年数」という。)は、通算して8年を限度とする。この場合において、休学年数は在学年数に算入しない。

2 再入学又は編入学をした者の在学年数は、前項の在学年数から再入学又は編入学までの通常の在学の年数を控除した年数とする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第21条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学生については10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第22条 学年を分けて、次の2期とする。ただし、学長は、教授会の意見を聴いて、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

(1) 春学期 4月1日から9月30日まで

(2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第23条 本学における授業を行わない日(以下「休業日」という。)を、次のとおり定める。ただし、学長は、教授会の意見を聴いて、休業日を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日

(3) 創立記念日(9月16日)

(4) 学祖祭(6月6日)

(5) 春季休業 2月上旬から3月31日まで

(6) 夏季休業 8月上旬から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

第4章 入学、退学、休学、除籍等

第1節 入学、留学等

(入学の時期)

第24条 入学期は、学期の初日から30日以内とする。

(入学資格)

第25条 学部第1年次に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

- (6) 大学入学資格検定（平成17年1月31日規程廃止）に合格した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学の志願及び選考）

第26条 入学志願者は、所定の書式による入学願書を提出し、別表第1に定める入学検定料を納入し、かつ、選考試験を受けなければならない。
（入学の手続）

第27条 入学を許可された者は、入学金を納入し、所定の書式により誓約書を提出しなければならない。
（保証人）

第28条 保証人は、父、母又はその他の成人者で独立の生計を営む者でなければならない。
2 保証人は、学生の在籍期間中の本学の諸規則の遵守について責任を負う。
3 学生は、保証人を変更し、又はその氏名若しくは居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。
（学生証）

第29条 入学手続を終えた者には、学生証を交付する。
（編入学）

第30条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が本学に編入学を希望するときは、選考のうえ、編入学を許可することができる。
(1) 短期大学を卒業した者
(2) 大学を卒業した者
(3) 高等専門学校を卒業した者
(4) 専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
2 編入学に関する規程は、別に定める。
（転入学）

第31条 学長は、他の大学の学生が、その大学の許可を得て本学に転入学を願い出たときは、選考のうえ、転入学を認めることができる。
2 転入学に関する規程は、別に定める。
（転部・転科）

第32条 学長は、学生が学部以外の部へ、又は他の学部及び学科又は専攻へ転部及び転科を願い出たときは、選考のうえ、これを許可することができる。
2 転部・転科に関する規程は、別に定める。
（留学）

第33条 学長は、学生が外国の大学で学修することを願い出たときは、教授会の意見を聴いて留学を許可することができる。
2 前項の許可を得て留学した期間は、在学年数に算入する。
（二重学籍の禁止）

第34条 学生は、他の学部学科又は他の大学と併せて在学することはできない。ただし、本学と本学の協定大学の間で実施されるダブル・ディグリー・プログラム及びジョイント・ディグリー・プログラムへの参加者には適用しない。

第2節 休学、退学、転学及び除籍

（休学）

第35条 引続き3カ月以上修学できない学生が休学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

- 2 休学は、連続する2学期限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、学長は教授会の意見を聴いて、2学期を超える期間の休学を許可することができる。
- 3 休学の期間は、通算して8学期を超えることはできない。
- 4 願いにより休学した者が、休学の期間が満了した場合又は休学期間中に休学の理由が消滅した場合において、復学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(退学)

第36条 学生が理由を明確にして退学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

- 2 願いにより退学した者が、再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(転学)

第37条 学生が転学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

(除籍)

第38条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、所定の手続を経て、除籍する。

- (1) 授業料その他の学費を所定の期日までに納入しない者
 - (2) 第20条に規定する在学年数を超えた者
 - (3) 第35条第3項に規定する休学期間を超えた者
 - (4) 新生で指定された期限までに履修登録を行わないこと、その他本学において修学の意思がないと認められる者
 - (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）に定める「留学」又は他の中長期在留資格の取得が不許可又は不交付とされた者
- 2 学生は、除籍されることにより、学生の身分を失う。
 - 3 第1項の規定（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）により除籍された者が、再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴いて、これを許可することができる。

第5章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第39条 本学は、本学の目的並びに学部及び学科又は専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当っては、学部及び学科又は専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。
- 3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次等に配当して編成する。
- 4 各学部及び学科又は専攻の教育課程における科目区分、授業科目の名称、単位数、配当及び履修方法は、各学部において学部規程に定める。
- 5 外国人留学生（海外帰国子女を含む。）に対しては、前項に掲げる授業科目の一部に代えて、又はこれに加えて特別の授業科目を置くことができる。

(授業の方法)

第39条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(授業の期間)

第39条の3 授業の期間は、学期ごとに15週にわたる期間並びに15週に1週を加えた16週の

前半及び後半の8週にわたる期間とする。

2 授業の期間の日程は、学長が教授会の意見を聴いて定める。

3 前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合には、教授会の審議を経て授業の期間の日程以外の期日に授業を実施することができる。

(成績評価基準等の明示等)

第39条の4 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

(単位の授与)

第40条 授業科目を履修する場合、その授業科目の授業に出席し、かつ、試験に合格した者には、その授業科目の単位を与える。

(単位の計算方法)

第41条 授業科目の単位数は、1単位につき45時間の学修を要することを標準とし、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合は、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して1単位の授業時間を定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 1単位の計算基礎となる授業時間については、学長が教授会の意見を聴いて定める。

(履修手続)

第42条 授業科目の履修は、各学期の所定の期日内に届け出て許可を得なければならない。

2 他の学部及び学科又は専攻の授業科目の履修については、前項の規定を準用する。

3 各学部は、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程に定める。

(他の大学の授業科目の履修)

第43条 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位については、学長は教授会の意見を聴いて、60単位を限度に卒業所要単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第43条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、前条により本学において修得したものと認める単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第43条の3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は認めることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第43条第2項及び第43条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(留学の場合の準用)

第44条 第43条第2項の規定は、学生が外国の大学に留学する場合について準用する。

(教育職員その他の資格)

第45条 学部及び学科又は専攻等において取得できる教育職員その他の資格は、各学部において学部規程に定める。

2 前項の資格取得のための授業科目及び単位数は、各学部において学部規程に定める。

第6章 試験及び成績

(試験)

第46条 試験は、筆記又は口述による。ただし、必要と認めるときは、試験に代えて論文その他の方法によることができる。

2 試験の評価点は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

(試験の期間)

第47条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期に行うことができる。

(受験の条件)

第48条 試験は、履修した科目でなければ受けることはできない。

2 学費等を納入しない者は、試験を受けることはできない。

3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることはできない。

(追試験)

第49条 疾病その他のやむを得ない事情により第47条に規定する試験を受けることができない者には、追試験を行うことができる。

2 追試験を受けようとする者は、その旨の願い出をしなければならない。

(成績の表示)

第50条 試験の成績は、S(100点から90点まで)、A(89点から80点まで)、B(79点から70点まで)、C(69点から60点まで)、D(59点から40点まで)及びE(39点以下)で表示し、S、A、B及びCを合格とし、D及びEを不合格とする。

(成績の通知)

第51条 試験の成績は、学生に通知する。

第7章 卒業及び学士の学位

(卒業に必要な単位)

第52条 各学部及び学科又は専攻の卒業に必要な単位は、各学部において学部規程に定める。

(卒業の要件)

第53条 卒業の要件は、次のとおりとする。

(1) 4年以上在学すること。

(2) 各学部が定める卒業に必要な要件を充足していること。

2 前項の規定にかかわらず、3年以上在学し卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、文部科学大臣の定めるところにより、卒業させることができる。

第54条 削除

(学士の学位)

第55条 卒業した者には、その履修した課程に従い、次の各号に掲げる学士の学位を授与し、卒業証書・学位記を交付する。

- (1) 文学部第1部（教育学科を除く。）・第2部（教育学科を除く。） 学士（文学）
- (2) 文学部第1部教育学科・第2部教育学科 学士（教育学）
- (3) 経済学部第1部・第2部 学士（経済学）
- (4) 経営学部第1部・第2部 学士（経営学）
- (5) 法学部第1部・第2部 学士（法学）
- (6) 社会学部第1部・第2部 学士（社会学）
- (7) 理工学部
 - ア 機械工学科 学士（理工学）
 - イ 生体医工学科 学士（理工学）
 - ウ 電気電子情報工学科 学士（理工学）
 - エ 応用化学科 学士（理工学）
 - オ 都市環境デザイン学科 学士（工学）
 - カ 建築学科 学士（工学）
- (8) 国際学部
 - ア グローバル・イノベーション学科 学士（グローバル・イノベーション学）
 - イ 国際地域学科 学士（国際地域学）
- (9) 国際観光学部 学士（国際観光学）
- (10) 生命科学部 学士（生命科学）
- (11) ライフデザイン学部
 - ア 生活支援学科 学士（生活支援学）
 - イ 健康スポーツ学科 学士（健康スポーツ学）
 - ウ 人間環境デザイン学科 学士（人間環境デザイン学）
- (12) 総合情報学部 学士（情報学）
- (13) 食環境科学部
 - ア 食環境科学科 学士（食環境科学）
 - イ 健康栄養学科 学士（健康栄養学）
- (14) 情報連携学部 学士（情報連携学）

第8章 賞罰及び奨学

（表彰）

第56条 学長は、人物及び学業が優秀な者、顕著な善行のあった者及び課外活動の成果が顕著な者に対し、表彰することができる。

2 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特待生 一定期間の学費の免除又は減額
- (2) 優等生 賞状及び賞品の授与
- (3) その他の表彰

（懲戒）

第57条 学長は、本学の学則その他の規程に反し、又は学生の本分に反する行為があった学生に対し、教授会の意見を聴いて、行為の軽重と教育上の必要とを考慮して、譴責、停学又は退学の処分をすることができる。

2 退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者以外には、これを行うことはできない。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

（奨学）

第57条の2 本学に、奨学制度を置く。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

第9章 委託学生、科目等履修生及び特別聴講生

(委託学生)

第58条 国、法人その他の団体から本学での学修を委託されたときは、その者（以下「委託学生」という。）の履修を許可することができる。

2 委託学生として学修することができる者は、大学入学資格を有する者でなければならない。

3 委託学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第59条 特定の授業科目を履修しようとする者が願い出たときは、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第60条 他の大学（外国の大学を含む。）及び短期大学（以下「大学等」という。）の学生が、本学における授業科目の履修を願い出たときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講生として許可することができる。

2 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

(委託学生及び科目等履修生に対するこの学則の準用)

第61条 この学則は、別段の定めがある場合を除き、委託学生及び科目等履修生に準用する。

この場合において、学則中「学生」とあるのは、それぞれ必要に応じ、「委託学生」又は「科目等履修生」と読み替える。

第10章 外国人留学生

(外国人留学生)

第62条 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生に対するこの学則の準用)

第62条の2 この学則は、別段の定めがある場合を除き、外国人留学生に準用する。この場合において、学則中「学生」とあるのは、必要に応じ、「外国人留学生」と読み替える。

第11章 学費等

第1節 検定料及び選考料

(入学検定料等)

第63条 入学を願い出る者は、別表第1に掲げる検定料を納入しなければならない。

2 転部・転科を願い出る者は、別表第2に掲げる検定料を納入しなければならない。

(選考料)

第64条 科目等履修生となることを志願する者は、別表第4に掲げる選考料を納入しなければならない。

第2節 学費、科目等履修料等

(授業料、入学金その他の学費)

第65条 学生の学費は、入学金、授業料、一般施設設備資金、実験実習費及び教育充実費とし、その額は別表第3のとおりとする。

(学費の減免)

第66条 学長は、学業及び人物が優秀な学生に対しては、教授会の意見を聴いて、学費の一部又は全部を免除することができる。

(退学の場合の学費)

第67条 退学し、又は退学を命ぜられた学生に対しては、その学期間の授業料、一般施設設備資金、実験実習費及び教育充実費を徴収する。停学を命ぜられた場合も、同様とする。

(休学の場合の学費)

第68条 休学する学生に対しては、その休学期間中の一般施設設備資金の半額を徴収し、授業料、実験実習費及び教育充実費は徴収しない。

(委託学生及び科目等履修生の学費)

第69条 委託学生の授業料その他の学費並びに科目等履修生の授業料その他の学費及び登録料は、別表第4のとおりとする。

第3節 手数料

(手数料)

第70条 手数料の種類及び額は、別に定める。

第4節 学費の返還制限

(学費の返還制限)

第71条 納入した学費は、原則として返還しない。

第12章 正規外の講座

(公開講座)

第72条 本学は、学術文化の普及を図るため、学外者を対象とする公開講座を開講することができる。

(課外講座)

第73条 本学は、必要に応じ、特殊な知識及び技能を修得させるため、正規の講座の他に課外講座を開講することができる。

(正規外講座に関する規程)

第74条 前2条で定める講座に関する規程は、別に定める。

第13章 厚生寮、学生寮及び厚生保健施設

(厚生寮)

第75条 本学に、セミナーハウス等の厚生寮を設置する。

(学生寮)

第76条 本学に、合宿所等の学生寮を設置する。

2 学生寮は、集団生活による社会的及び規律的生活の訓練をすることを目的とする。

(医務室等)

第77条 本学に医務室等を設け、教職員及び本学学生の保健衛生に関する処置を講ずる。

(体育館及び運動場)

第78条 本学に体育館及び運動場を設け、体育の向上に資する。

(学生スポーツ協議会)

第79条 本学に、学生スポーツ奨励の推進機関として学生スポーツ協議会を置く。

第14章 補則

第80条 削除

第81条 削除

(改正)

第82条 この学則の改正は、学長が各学部教授会の意見を聴いて理事会に提案し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 第48条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

		入学定員	
学部	学科	第1部	第2部
文学部	哲学科	50 (人)	
	印度哲学科	50	40
	中国哲学文学科	40	
	国文学科	140	100

	英米文学科	120	
	史学科	60	
	教育学科	60	50
	計	520	190
経済学部	経済学科	500	200
経営学部	経営学科	250	200
	商学科	250	
	計	500	200
法学部	法律学科	250	200
	経営法学科	250	
	計	500	200
社会学部	社会学科	150	130
	応用社会学科	250	
	計	400	130

(2) 文学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部、法学部第1部、社会学部第1部の総学生定員については、第48条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和63年度までは次のとおりとする。

		総学生定員		
学部	学科	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
文学部	哲学科	170	180	190
第1部	印度哲学科	155	170	185
	中国哲学文学科	130	140	150
	国文学科	470	500	530
	英米文学科	420	440	460
	史学科	180	200	220
	教育学科	195	210	225
	計	1,720	1,840	1,960
経済学部	経済学科	1,360	1,520	1,680
第1部		(1,400)	(1,600)	(1,800)
経営学部	経営学科	680	760	840
第1部		(700)	(800)	(900)
	商学科	680	760	840
		(700)	(800)	(900)
	計	1,360	1,520	1,680
		(1,400)	(1,600)	(1,800)
法学部	法律学科	850	900	950
第1部	経営法学科	850	900	950
	計	1,700	1,800	1,900
社会学部	社会学科	450	500	550
第1部	応用社会学科	850	900	950
	計	1,300	1,400	1,500

(注) () 内は、期間を付した入学定員を含んだ総学生定員である。

(3) 昭和60年度以前の入学生の授業料その他の学費は、第50条別表(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和62年4月1日)

1 この学則は、昭和62年4月1日から実施する。

2 経過措置

工学部の総学生定員については、第48条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和64年度までは次のとおりとする。

学部	学科	総学生定員		
		昭和62年度	昭和63年度	昭和64年度
工学部	機械工学科	510	540	570
	電気工学科	430	460	490
	応用化学科	430	460	490
	土木工学科	420	440	460
	建築学科	430	460	490
	情報工学科	360	400	440
	計	2,580	2,760	2,940

附 則（昭和63年4月1日）

この学則は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則（昭和63年9月26日）

1 この学則は、昭和63年9月26日から実施する。

2 経過措置

昭和63年度以前の入学生の授業料その他の学費は、第50条別表(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和63年11月4日）

この学則は、昭和63年11月4日から実施する。

附 則（平成元年4月1日）

この学則は、平成元年4月1日から実施する。

附 則（平成元年6月22日）

この学則は、平成元年6月22日から実施する。

附 則（平成2年4月1日）

1 この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度入学生から適用する。

2 平成元年度以前の入学生については、第50条別表(5)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

ただし、一般施設設備資金については、各年度の当該額に消費税法第29条に定める税率100分の3を乗じた額を加算する。

附 則（平成2年4月1日）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 東洋大学の工学部電気工学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず平成3年3月31日の当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第48条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		第1部	第2部
文学部	哲学科	60	
	印度哲学科	60	40
	中国哲学文学科	50	

	国文学科	160	100
	英米文学科	130	
	史学科	70	
	教育学科	70	50
	計	600	190
経済学部	経済学科	500	200
経営学部	経営学科	280	200
	商学科	280	
	計	560	200
法学部	法律学科	250	200
	経営法学科	250	
	計	500	200
社会学部	社会学科	190	130
	応用社会学科	310	
	計	500	130
工学部	機械工学科	170	
	電気電子工学科	150	
	応用化学科	150	
	土木工学科	130	
	建築学科	150	
	情報工学科	130	
	計	880	
	合計	3,540	920

4 高等学校の教員免許状を授与されるに必要な資格を取得しようとする者のうち「地理歴史」及び「公民」については、平成2年度入学生から適用する。

5 第6条別表(1)・(2)に定める文学部第1部印度哲学科及び教育学科の基礎教育科目、専門教育科目並びに第12条別表(4)に定める文学部第1部の印度哲学科、史学科及び教育学科の卒業に必要な履修単位については、平成2年度入学生から適用し、平成元年度以前の入学生については、なお従前の例による。

6 第12条別表(4)に定める文学部第2部の印度哲学科、国文学科及び教育学科並びに経済学部第2部経済学科の卒業に必要な履修単位については、昭和63年度入学生から適用し、昭和62年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月1日）

- この学則は、平成3年7月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、第50条別表(5)については平成3年10月1日から施行し、平成4年度入学生から適用する。
- 平成3年度以前の入学生については、第50条別表(5)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、一般施設設備資金については、各年度の当該額に103分の100を乗じた額とする。

附 則（平成4年4月1日）

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 第48条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

		入学定員	
学部	学科	第1部	第2部
文学部	哲学科	60	

	印度哲学科	60	40
	中国哲学文学科	50	
	国文学科	170	100
	英米文学科	140	
	史学科	70	
	教育学科	70	50
	計	620	190
経済学部	経済学科	550	200
経営学部	経営学科	280	200
	商学科	280	
	計	560	200
法学部	法律学科	300	200
	経営法学科	300	
	計	600	200
社会学部	社会学科	190	130
	応用社会学科	200	
	社会福祉学科	110	
	計	500	130
工学部	機械工学科	170	
	電気電子工学科	150	
	応用化学科	150	
	土木工学科	130	
	建築学科	150	
	情報工学科	130	
	計	880	
	合計	3,710	920

附 則（平成 5 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 10 月 1 日）

この学則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 11 月 1 日）

この学則は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 6 年度入学生から適用する。

附 則（平成 6 年 9 月 5 日）

1 この学則は、平成 6 年 9 月 5 日から施行する。

2 平成 6 年度以前の入学生の授業料、入学金その他の学費については、第 50 条別表（5）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日）

1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 工学部土木工学科は、改正後の学則第 3 条の規定にかかわらず平成 7 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第 48 条の規定にかかわらず、工学部環境建設学科における平成 7 年度から平成 11 年度までの入学定員は、130 名とする。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第39条、第45条及び第52条については、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成9年4月1日）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
2 前項の規定にかかわらず、第52条別表(1)については、平成10年度入学生から適用する。

附 則（平成10年6月1日）

この学則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成10年9月1日）

- 1 この学則は、平成10年9月1日から施行する。
2 平成10年度以前の入学生の授業料その他の学費については、次項に定める場合を除き、第65条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 平成10年度以前の入学生が、平成15年度以降において修業年限を超えて在学する場合の授業料その他の学費については、第65条の規定にかかわらず、当該年度の4年次生の例による。
4 平成10年度科目等履修生の選考料及び登録料については、第64条及び第69条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年4月1日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2 文学部第1部国文学科及び社会学部第1部応用社会学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
3 第5条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		入学定員		入学定員		入学定員		入学定員	
		第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部
文学部	哲学科	54		53		52		51	
	印度哲学科	54	40	53	40	52	40	51	40
	中国哲学文学科	44		43		42		41	
	国文学科		100		100		100		100
	日本文学文化学科	242		229		216		203	
	英米文学科	128		126		124		122	
	英語コミュニケーション学科	140		130		120		110	
	史学科	114		113		112		111	
	教育学科	64	50	63	50	62	50	61	50
	(計)	840	190	810	190	780	190	750	190
経済学部	経済学科	261	200	252	200	243	200	234	200
	国際経済学科	165		165		165		165	
	社会経済システ	165		165		165		165	

	ム学科								
	(計)	591	200	582	200	573	200	564	200
経営学部	経営学科	275	200	270	200	265	200	260	200
	商学科	275		270		265		260	
	(計)	550	200	540	200	530	200	520	200
法学部	法律学科	295	200	290	200	285	200	280	200
	経営法学科	295		290		285		280	
	(計)	590	200	580	200	570	200	560	200
社会学部	社会学科	126	130	122	130	118	130	114	130
	社会文化システム学科	110		110		110		110	
	メディアコミュニケーション学科	122		119		116		113	
	社会心理学科	118		116		114		112	
	社会福祉学科	114		113		112		111	
	(計)	590	130	580	130	570	130	560	130
工学部	機械工学科	168		166		164		162	
	電気電子工学科	148		146		144		142	
	応用化学科	148		146		144		142	
	環境建設学科	129		128		127		126	
	建築学科	148		146		144		142	
	情報工学科	129		128		127		126	
	(計)	870		860		850		840	
国際地域学部	国際地域学科	150		150		150		150	
		2 年次 25		2 年次 25		2 年次 25		2 年次 25	
		3 年次 25		3 年次 25		3 年次 25		3 年次 25	
生命科学部	生命科学科	100		100		100		100	
〔合計〕		4,281	920	4,202	920	4,123	920	4,044	920
		2 年次 25		2 年次 25		2 年次 25		2 年次 25	
		3 年次 25		3 年次 25		3 年次 25		3 年次 25	

附 則（平成12年 4 月 1 日）

- この学則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 第39条、第45条及び第52条については、平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 4 月 1 日）

- この学則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 第43条第 2 項、第43条の 2 第 2 項、第43条の 3 第 3 項及び第53条第 2 項については、平成12年度入学生から適用し、それ以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成12年 7 月 1 日）

- 1 この学則は、平成12年7月1日から施行し、平成13年度入学志願者から適用する。
- 2 平成13年4月1日以前の入学者の検定料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年4月1日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		入学定員		入学定員		入学定員	
		第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部
文学部	哲学科	53		52		51	
	印度哲学科	53	40	52	40	51	40
	中国哲学文学科	43		42		41	
	国文学科		100		100		100
	日本文学文化学科	229		216		203	
	英米文学科	126		124		122	
	英語コミュニケーション学科	130		120		110	
	史学科	113		112		111	
	教育学科	63	50	62	50	61	50
	（計）	810	190	780	190	750	190
経済学部	経済学科	252	200	243	200	234	200
	国際経済学科	165		165		165	
	社会経済システム学科	165		165		165	
	（計）	582	200	573	200	564	200
経営学部	経営学科	270	200	265	200	260	200
	商学科	270		265		260	
	（計）	540	200	530	200	520	200
法学部	法律学科	265	200	260	200	255	200
	経営法学科	265		260		255	
	（計）	530	200	520	200	510	200
社会学部	社会学科	122	130	118	130	114	130
	社会文化システム学科	110		110		110	
	メディアコミュニケーション学科	119		116		113	
	社会心理学科	116		114		112	
	社会福祉学科	113		112		111	
	（計）	580	130	570	130	560	130
工学部	機械工学科	166		164		162	

	電気電子工学科	146		144		142	
	応用化学科	146		144		142	
	環境建設学科	128		127		126	
	建築学科	146		144		142	
	情報工学科	128		127		126	
	(計)	860		850		840	
国際地域学部	国際地域学科	150		150		150	
		2 年次25		2 年次25		2 年次25	
		3 年次25		3 年次25		3 年次25	
	国際観光学科	230		220		210	
	(計)	380		370		360	
		2 年次25		2 年次25		2 年次25	
		3 年次25		3 年次25		3 年次25	
生命科学部	生命科学科	100		100		100	
〔合計〕		4, 382	920	4, 293	920	4, 204	920
		2 年次25		2 年次25		2 年次25	
		3 年次25		3 年次25		3 年次25	

附 則（平成13年 4 月 1 日）

- この学則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 文学部第 2 部国文学科、経営学部第 1 部商学科及び法学部第 1 部経営法学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成13年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第 5 条の規定にかかわらず、経営学部第 1 部マーケティング学科及び法学部第 1 部企業法学科の平成13年度から平成15年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成13年度	平成14年度	平成15年度
		入学定員	入学定員	入学定員
		第 1 部	第 1 部	第 1 部
経営学部	マーケティング学科	270	265	260
法学部	企業法学科	265	260	255

附 則（平成13年 4 月 1 日）

- この学則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 第 5 条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
		入学定員		入学定員		入学定員	
		第 1 部	第 2 部	第 1 部	第 2 部	第 1 部	第 2 部
文学部	哲学科	53		52		51	
	印度哲学科	53	40	52	40	51	40
	中国哲学文学科	43		42		41	
	日本文学文化学科	229	100	216	100	203	100

	英米文学科	126		124		122	
	英語コミュニケーション学科	130		120		110	
	史学科	113		112		111	
	教育学科	63	50	62	50	61	50
	(計)	810	190	780	190	750	190
経済学部	経済学科	252	200	243	200	234	200
	国際経済学科	165		165		165	
	社会経済システム学科	165		165		165	
	(計)	582	200	573	200	564	200
経営学部	経営学科	270	200	265	200	260	200
	マーケティング学科	270		265		260	
	(計)	540	200	530	200	520	200
法学部	法律学科	265	200	260	200	255	200
	企業法学科	265		260		255	
	(計)	530	200	520	200	510	200
社会学部	社会学科	122	130	118	130	114	130
	社会文化システム学科	110		110		110	
	メディアコミュニケーション学科	119		116		113	
	社会心理学科	116		114		112	
	社会福祉学科	113	75	112	75	111	75
			3年次10		3年次10		3年次10
	(計)	580	205	570	205	560	205
			3年次10		3年次10		3年次10
工学部	機械工学科	166		164		162	
	電気電子工学科	146		144		142	
	応用化学科	146		144		142	
	環境建設学科	128		127		126	
	建築学科	146		144		142	
	情報工学科	128		127		126	
	コンピュータショナル情報工学科	100		100		100	
	(計)	960		950		940	
国際地域学部	国際地域学科	150		150		150	
		2年次25		2年次25		2年次25	

		3 年次25		3 年次25		3 年次25	
	国際観光学科	230		220		210	
	(計)	380		370		360	
		2 年次25		2 年次25		2 年次25	
		3 年次25		3 年次25		3 年次25	
生命科学部	生命科学科	100		100		100	
	[合計]	4,482	995	4,393	995	4,304	995
		2 年次25		2 年次25		2 年次25	
		3 年次25	3 年次10	3 年次25	3 年次10	3 年次25	3 年次10

附 則（平成13年4月1日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第25条第3号、第4号、第5号、第6号、第30条第1項第4号、第43条の2第1項及び第53条第2項については、平成13年1月6日から施行する。
- 3 第39条、第45条第1項別表(3)の1、別表(3)の2、第3項別表(3)の4③、第4項別表(3)の5及び第52条については、平成13年度入学生から適用し、平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成14年4月1日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、別表(3)の2、第50条については、平成14年度入学生から適用し、それ以前については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第39条第1項別表(2)の社会学部第1部社会福祉学科の教育課程表については、平成13年度入学生から適用する。

附 則（平成14年7月15日）

この学則は、平成14年7月15日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)および第52条別表(1)については、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東洋大学文学部第1部印度哲学科及び第2部印度哲学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成16年4月1日）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第39条別表(2)、第45条別表(3)の2、(3)の3、(3)の4、(3)の5、第52条別表(1)については、平成16年度入学生から適用し、平成15年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 工学部電気電子工学科及びコンピュテーショナル情報工学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の第5条の規定にかかわらず、国際地域学部国際地域学科の平成17年度から平成19年度までの入学定員及び編入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		入学定員	入学定員	入学定員
国際地域学部	国際地域学科	180	180	180
		2年次 25	2年次 0	2年次 0
		3年次 25	3年次 25	3年次 0

- 4 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、第4項別表(3)の5及び第52条別表(1)については、平成17年度入学生から適用し、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日）

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 第39条第1項別表(2)については、平成17年度入学生から適用し、平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 第39条第1項別表(2)及び第45条第1項別表(3)の1、別表(3)の2については、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、ライフデザイン学部健康スポーツ学科の平成17年度入学生が、中学校教諭1種免許状（保健体育）及び高等学校教諭1種免許状（保健体育）を取得するために、第39条第1項別表(2)及び第45条第1項別表(3)の2の科目を履修する場合においては、この限りではない。

附 則（平成18年4月1日）

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成17年度以前の入学生の学費については、第65条別表(4)の3の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、当該者が平成21年度以降において修業年限を超えて在学する場合の学費については、当該年度に在学する4年次生の学費を適用する。

附 則（平成18年4月1日）

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第39条第1項別表(2)及び第45条別表(3)の1については、平成19年度入学生から適用し、平成18年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、第39条第1項別表(2)のライフデザイン学部人間環境デザイン学科の教育課程表は、平成18年度入学生から適用する。

附 則（平成20年4月1日）

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 第5条、第39条第1項別表(2)、第45条別表(3)の1・2、第52条別表(1)、第55条及び第65条別表(4)の3については、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 経済学部第1部社会経済システム学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、別表(3)の2及び第52条別表(1)については、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の2、第3項別表(3)の4及び第52条別表(1)については、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月22日）

この学則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生の授業料その他の学費については、第65条別表(4)の3の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、当該者が平成24年度以降において修業年限を超えて在学する場合の学費については、当該年度に在学する4年次生の学費を適用する。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学科、電子情報工学科、応用化学科、環境建設学科、建築学科、情報工学科、コンピューショナル工学科及び機能ロボティクス学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、第3項別表(3)の4、第4項別表(3)の5、第5項別表(3)の6、第6項別表(3)の7、第52条別表(1)、第55条及び第65条別表(4)の3については、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第45条第8項別表(3)の9については、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)および第45条第4項別表(3)の5については、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第39条第1項別表(2)、第45条第7項別表(3)の8及び第52条別表(1)については、平成21年度入学生から適用し、平成20年度以前の入学生について

は、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、第39条第1項別表(2)の文学部第2部教育学科教育課程表については、平成20年度入学生から適用する。

附 則 (平成22年4月1日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条、第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、第52条別表(1)及び第65条別表(4)の3については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)および第45条第1項別表(3)の1については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第45条第1項別表(3)の2については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)および第45条第1項別表(3)の2については、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)については、平成21年度入学生から適用する。

附 則 (平成23年4月1日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)については、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年4月1日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第39条第1項別表(2)については、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年4月1日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第45条第1項別表(3)の2および第45条第5項別表(3)の6については、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年4月1日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第39条第1項別表(2)のうち、生命科学部各学科の教育課程表については、平成21年度以降の入学生に適用し、平成20年度以前の入学生については、なお従前の例による。文学部第1部、経済学部第1部、経営学部第1部、法学部第1部、社会学部第1部、国際地域学部国際地域学科国際地域専攻、国際地域学部国際観光学科、文学部第2部、経済学部第2部、経営学部第2部、法学部第2部、社会学部第2部は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 第45条第2項別表(3)の3、同第3項別表(3)の4、同第4項別表(3)の5および第52条別表(1)については、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年4月1日)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第39条第1項別表(2)、第45条同第4項別表(3)の5および同第6項別表(3)の7については、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日)

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 文学部第1部インド哲学科、中国哲学文学科、文学部第2部インド哲学科及び生命科学部食環境科学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第4条、第5条、第45条、第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の1、同項別表(3)の2、同第8項別表(3)の9、同第9項別表(3)の10、同第10項別表(3)の11、第52条別表(1)については、平成25年度入学生から適用し、平成24年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日)

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第39条第1項別表(2)、第45条第1項別表(3)の2、同第3項別表(3)の4、同第7項別表(3)の8、第52条別表(1)については、平成25年度入学生から適用し、平成24年度以前の入学生については、なお従前の例による。第82条については、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年4月1日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第39条第1項別表(2)、第52条別表(1)については、平成26年度入学生から適用し、平成25年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年7月1日)

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第5条に定める入学定員については、平成27年度入学生から適用する。

附 則 (平成27年4月1日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前の入学生については、改正前の学則第39条、第45条各項、第52条及び第82条の規定を適用し、改正後の学則第42条第3項は適用しない。

附 則 (平成28年7月1日)

- 1 この学則は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生の学費については、第65条別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該者が平成32年度以降において修業年限を超えて在学する場合の学費については、当該年度に在学する4年次生の学費を適用する。
- 3 第68条に定める休学の場合の学費については、平成29年度の在校生から適用する。

附 則（平成29年4月1日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 文学部第1部英語コミュニケーション学科、国際地域学部国際地域学科及び国際地域学部国際観光学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第5条に定める入学定員については、平成29年度入学生から適用する。

附 則（平成29年4月1日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日学則第123号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日学則第128号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月1日学則第72号）

この学則は、2020年6月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日学則第X号）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行し、2021年度入学生から適用する。
- 2 社会学部第2部社会福祉学科は、改正後の第4条の規定にかかわらず、2021年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第4条及び第5条について、2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表第1（第63条第1項関係）

入学検定料（留学生を除く。）		35,000円
入学検定料 （同一日程複数出願可能入試）	1 出願 2 出願以上	35,000円 上記の金額に1出願毎 20,000円を加算
入学検定料（留学生）		10,000円
入学検定料（大学入学共通テスト利用）	2 出願まで 3 出願以上	20,000円 上記の金額に1出願毎 10,000円を加算
入学検定料（2段階選考）	第1次選考	10,000円
	第2次選考	25,000円
入学検定料（外部試験利用入試）		20,000円

別表第2（第63条第2項関係）

転部・転科検定料	10,000円
----------	---------

別表第3（第65条関係）

（単位 円）

	文(教育学科初等教育専攻を除く。)・経済・経営・法・社会(国際社会・メディアコミュニケーション・社会心理・社会福祉学科を除く。)各学部第1部	文学部第1部 教育学科初等教育専攻	社会学部第1部 メディアコミュニケーション学科	社会学部第1部 国際社会学科・社会心理学科
入学金	250,000	250,000	250,000	250,000
授業料	710,000	820,000	710,000	710,000
一般施設設備資金	220,000	250,000	220,000	220,000
実験実習費				
教育充実費			10,000	15,000

(単位 円)

	社会学部第 1 部社会福 祉学科	文・経済・ 経営・法・ 社会各学部 第 2 部	理工学部	国際学部グ ローバル・ イノベーシ ョン学科・ 国際地域学 科国際地域 専攻	国際学部国 際地域学科 地域総合専 攻
入学金	250,000	180,000	250,000	250,000	180,000
授業料	710,000	430,000	990,000	780,000	430,000
一般施設設備資金	220,000	100,000	260,000	220,000	100,000
実験実習費			85,000		
教育充実費	25,000				

(単位 円)

	国際観光学 部	生命科学部	ライフデザ イン学部生 活支援・健 康スポーツ 学科	ライフデザ イン学部人 間環境デザ イン学科	総合情報学 部
入学金	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
授業料	780,000	990,000	830,000	880,000	930,000
一般施設設備資金	220,000	260,000	200,000	260,000	260,000
実験実習費		80,000		70,000	40,000
教育充実費					

(単位 円)

	食環境科学 部	情報連携学 部
入学金	250,000	250,000
授業料	990,000	990,000
一般施設設備資金	260,000	260,000
実験実習費	80,000	
教育充実費		

別表第 4 (第64条及び第69条関係)

(単位 円)

委託学生	授業料 (科目等履修料) 週 1 時限開講の半期科目 1 科目 につき	20,000
科目等履修生	選考料	20,000
	登録料	10,000
	授業料 (科目等履修料) 週 1 時限開講の半期科目 1 科目 につき	20,000

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更(収容定員変更)の内容

令和3年4月に社会学部第2部社会福祉学科(入学定員50名)を募集停止することに伴い、大学全体の収容定員を200名減じ、以下のとおりとする。

学部	学科	専攻	(旧) 令和2年度まで				(新) 令和3年度より				備考
			入学定員		収容定員		入学定員		収容定員		
			第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部	
文学部	哲学科		100		400		100		400		
	東洋思想文化学科		100	30	400	120	100	30	400	120	
	日本文学文化学科		133	50	532	200	133	50	532	200	
	英米文学科		133		532		133		532		
	史学科		133		532		133		532		
	教育学科	人間発達専攻	100		400		100		400		
		初等教育専攻	50	40	200	160	50	40	200	160	
	国際文化コミュニケーション学科		100		400		100		400		
	(計)		849	120	3,396	480	849	120	3,396	480	
経済学部	経済学科		250	150	1,000	600	250	150	1,000	600	
	国際経済学科		183		732		183		732		
	総合政策学科		183		732		183		732		
	(計)		616	150	2,464	600	616	150	2,464	600	
経営学部	経営学科		316	110	1,264	440	316	110	1,264	440	
	マーケティング学科		150		600		150		600		
	会計ファイナンス学科		216		864		216		864		
	(計)		682	110	2,728	440	682	110	2,728	440	
法学部	法律学科		250	120	1,000	480	250	120	1,000	480	
	企業法学科		250		1,000		250		1,000		
	(計)		500	120	2,000	480	500	120	2,000	480	
社会学部	社会学科		150	130	600	520	150	130	600	520	
	社会文化システム学科		150		600		0		0		令和3年4月より募集停止
	国際社会学科		—	—	—	—	150		600		令和3年4月開設届出済
	メディアコミュニケーション学科		150		600		150		600		
	社会心理学科		150		600		150		600		
	社会福祉学科		150	50	600	200	150	0	600	0	第2部令和3年4月より募集停止
	(計)		750	180	3,000	720	750	130	3,000	520	
理工学部	機械工学科		180		720		180		720		
	生体医工学科		113		452		113		452		
	電気電子情報工学科		113		452		113		452		
	応用化学科		146		584		146		584		
	都市環境デザイン学科		113		452		113		452		
	建築学科		146		584		146		584		
	(計)		811		3,244		811		3,244		
	グローバル・イノベーション学科		100		400		100		400		
国際学部	国際地域学科	国際地域専攻	210		840		210		840		
		地域総合専攻	80		320		80		320		
	(計)		390		1,560		390		1,560		
国際観光学部	国際観光学科		366		1,464		366		1,464		
生命科学部	生命科学科		113		452		113		452		
	応用生物科学科		113		452		113		452		
	(計)		226		904		226		904		
ライフデザイン学部	生活支援学科	生活支援学専攻	116		464		116		464		
		子ども支援学専攻	100		400		100		400		
	健康スポーツ学科		180		720		180		720		
	人間環境デザイン学科		160		640		160		640		
	(計)		556		2,224		556		2,224		
総合情報学部	総合情報学科		260		1,040		260		1,040		
食環境科学部	食環境科	フードサイエンス専攻	70		280		70		280		
	学科	スポーツ・食品機能専攻	50		200		50		200		
	健康栄養学科		100		400		100		400		
	(計)		220		880		220		880		
情報連携学部	情報連携学科		400		1,600		400		1,600		
〔合計〕			6,626	680	26,504	2,720	6,626	630	26,504	2,520	
〔1・2部合計〕			7,306		29,224		7,256		29,024		

イ 学則変更(収容定員変更)の必要性

学校法人東洋大学は、学部再編を図り、令和 5 年 4 月に新学部「福祉社会デザイン学部」を赤羽台キャンパスに設置構想中である。これに伴い、現在白山キャンパスに設置している社会学部第 1 部社会福祉学科は、令和 5 年 4 月に学生募集を停止し、福祉社会デザイン学部社会福祉学科に改組する予定である。

上記の計画により、社会学部第 1 部社会福祉学科所属教員は、福祉社会デザイン学部社会福祉学科へ所属する。同教員は、社会学部第 2 部社会福祉学科の授業担当を兼ねていることから、白山キャンパスに設置する社会学部第 2 部社会福祉学科の教育課程の維持及び教員配置について、慎重に検討した結果、令和 3 年 4 月に学生募集を停止することとした。

これにより、社会学部第 2 部社会福祉学科の入学定員 50 名、収容定員 200 名を減ずることに伴い、学則変更を行う。

ウ 学則変更(収容定員変更)に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容について

学生募集停止による収容定員の減員であるため、教育課程の変更を行う計画はない。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

在学生が居なくなるまでの間、必要な授業科目を開講し、履修指導を継続して行い、教育条件の維持には万全を尽くす。

(ウ) 教員組織の変更内容

令和 5 年 3 月までは、現在の教員組織を維持する。新学部設置構想に伴い、令和 5 年 4 月に教員組織は、新学部「福祉社会デザイン学部」に移行する。ただし、令和 5 年 4 月以降も社会学部第 2 部社会福祉学科の在学生が居なくなるまでの間、白山キャンパスにおいて、授業及び履修指導を責任もって行う。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

施設・設備については、社会学部第 2 部社会福祉学科の学生が居なくなるまでの間は、引き続き白山キャンパスを使用する予定であり、変更はない。

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(社会学部第2部社会福祉学科)																	
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
基 盤 教 育 の 基 礎	哲 学 ・ 思 想	哲学A	1・2・3・4前		2		○								兼2		
		哲学B	1・2・3・4後		2		○									兼2	
		哲学史A	1・2・3・4前		2		○									兼2	
		哲学史B	1・2・3・4後		2		○									兼2	
		倫理学A	1・2・3・4前		2		○									兼1	
		倫理学B	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		宗教学ⅠA	1・2・3・4前		2		○									兼1	
		宗教学ⅠB	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		宗教学ⅡA	1・2・3・4前		2		○									兼1	
		宗教学ⅡB	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		東洋思想	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		井上円了と東洋大学A	1・2・3・4前		2		○									兼1	
		井上円了と東洋大学B	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		ロジカルシンキング入門	1・2・3・4前		2		○									兼1	
		クリティカルシンキング入門	1・2・3・4後		2		○									兼1	
	小計（15科目）		—		30		—								兼10		
	学 問 の 基 礎	学 問	芸術学A	1・2・3・4前		2		○								兼2	
			芸術学B	1・2・3・4後		2		○								兼2	
			歴史の諸問題A	1・2・3・4前		2		○								兼2	
歴史の諸問題B			1・2・3・4後		2		○								兼2		
経済学A			1・2・3・4前		2		○								兼1		
経済学B			1・2・3・4後		2		○								兼1		
法学			1・2・3・4前・後		2		○								兼2		
政治学A			1・2・3・4前		2		○								兼2		
政治学B			1・2・3・4後		2		○								兼2		
地理学A			1・2・3・4前		2		○								兼1		
地理学B			1・2・3・4後		2		○								兼1		
心理学A			1・2・3・4前・後		2		○								兼3		
心理学B			1・2・3・4前・後		2		○								兼3		
自然の数理A			1・2・3・4前		2		○								兼1		
自然の数理B			1・2・3・4後		2		○								兼1		
生活と物理A			1・2・3・4前		2		○								兼1		
生活と物理B			1・2・3・4後		2		○								兼1		
エネルギーの科学A			1・2・3・4前		2		○								兼1		
エネルギーの科学B			1・2・3・4後		2		○								兼1		
物質の科学A			1・2・3・4前		2		○								兼1		
物質の科学B			1・2・3・4後		2		○								兼1		
環境の科学A			1・2・3・4前		2		○								兼3		
環境の科学B			1・2・3・4後		2		○								兼3		
地球の科学A			1・2・3・4前		2		○								兼3		
地球の科学B			1・2・3・4後		2		○								兼3		
生物学A			1・2・3・4前		2		○								兼1		
生物学B			1・2・3・4後		2		○								兼1		
目 礎		天文学A	1・2・3・4前		2		○								兼1		
		天文学B	1・2・3・4後		2		○								兼1		
		自然科学概論A	1・2・3・4前		2		○								兼1		
		自然科学概論B	1・2・3・4後		2		○								兼1		
		自然誌A	1・2・3・4前		2		○								兼1		
		自然誌B	1・2・3・4後		2		○								兼1		
目 礎	生物学実験講義A	1・2・3・4前		2		○								兼1	隔年		
	生物学実験講義B	1・2・3・4後		2		○								兼1	隔年		
	化学実験講義A	1・2・3・4前		2		○								兼1	隔年		
	化学実験講義B	1・2・3・4後		2		○								兼1	隔年		
	数理・情報実習講義A	1・2・3・4前		2		○								兼1	隔年		
	数理・情報実習講義B	1・2・3・4後		2		○								兼1	隔年		
	小計（39科目）		—		78		—								兼28		

教 育 課 程 等 の 概 要																
(社会学部第2部社会福祉学科)																
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基 礎 人 文 学 の 形 成 育 目	国 際 人 文 学 の 形 成	地域文化研究 A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		地域文化研究 B	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		百人一首の文化史 A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		百人一首の文化史 B	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		日本の昔話 A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		日本の昔話 B	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		日本文学文化と風土 A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		日本文学文化と風土 B	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		日本の詩歌 A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		日本の詩歌 B	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		西欧文学 A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		西欧文学 B	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		現代日本文学 A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		現代日本文学 B	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		地域史 A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		地域史 B	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		アジアの文学	1・2・3・4後		2		○								兼1	
		アジアの古典	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		国際関係入門	1・2・3・4前		2		○								兼1	
		国際キャリア概論	1・2・3・4前・後		2		○								兼2	
		留学のすすめ	1・2・3・4前・後		2			○							兼2	
		海外研修Ⅰ	1・2・3・4前・後		2				○						兼2	
		海外研修Ⅱ	1・2・3・4前・後		2				○						兼1	
		海外実習Ⅰ	1・2・3・4前・後		2				○						兼3	
	海外実習Ⅱ	1・2・3・4前・後		2				○						兼3		
	短期海外研修Ⅰ	1・2・3・4前・後		1				○						兼1		
	短期海外研修Ⅱ	1・2・3・4前・後		1				○						兼1		
	短期海外研修Ⅲ	1・2・3・4前・後		1				○						兼1		
	短期海外研修Ⅳ	1・2・3・4前・後		1				○						兼1		
	短期海外実習Ⅰ	1・2・3・4前・後		1				○						兼3		
	短期海外実習Ⅱ	1・2・3・4前・後		1				○						兼3		
	短期海外実習Ⅲ	1・2・3・4前・後		1				○						兼3		
	短期海外実習Ⅳ	1・2・3・4前・後		1				○						兼3		
科 目	国 際 人 の 形 成 語 学 科 目	カレント・イングリッシュⅠ A	1前		1			○							兼1	隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年 隔年
		カレント・イングリッシュⅠ B	1後		1			○							兼1	
		カレント・イングリッシュⅡ A	2前		1			○							兼1	
		カレント・イングリッシュⅡ B	2後		1			○							兼1	
		ドイツ語Ⅰ A A	1前		1			○							兼2	
		ドイツ語Ⅰ A B	1後		1			○							兼2	
		ドイツ語Ⅰ B A	1前		1			○							兼1	
		ドイツ語Ⅰ B B	1後		1			○							兼1	
		ドイツ語Ⅱ A A	2前		1			○							兼1	
		ドイツ語Ⅱ A B	2後		1			○							兼1	
		ドイツ語Ⅱ B A	2前		1			○							兼1	
		ドイツ語Ⅱ B B	2後		1			○							兼1	
		フランス語Ⅰ A A	1前		1			○							兼1	
		フランス語Ⅰ A B	1後		1			○							兼1	
		フランス語Ⅰ B A	1前		1			○							兼1	
		フランス語Ⅰ B B	1後		1			○							兼1	
		フランス語Ⅱ A A	2前		1			○							兼1	
		フランス語Ⅱ A B	2後		1			○							兼1	
		フランス語Ⅱ B A	2前		1			○							兼1	

教 育 課 程 等 の 概 要																		
(社会学部第2部社会福祉学科)																		
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考			
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手				
基 盤 教 育 科 目	国際人の形成 語学科目	フランス語ⅡBB	2後		1				○							兼1	隔年	
		中国語ⅠAA	1前		1				○							兼2		
		中国語ⅠAB	1後		1				○							兼2		
		中国語ⅠBA	1前		1				○							兼3		
		中国語ⅠBB	1後		1				○							兼3		
		中国語ⅡAA	2前		1				○							兼1	隔年	
		中国語ⅡAB	2後		1				○							兼1	隔年	
		中国語ⅡBA	2前		1				○							兼1	隔年	
		中国語ⅡBB	2後		1				○							兼1	隔年	
		ハングルⅠAA	1前		1				○							兼1	隔年	
		ハングルⅠAB	1後		1				○							兼1	隔年	
		ハングルⅠBA	1前		1				○							兼1	隔年	
		ハングルⅠBB	1後		1				○							兼1	隔年	
		ハングルⅡAA	2前		1				○							兼1	隔年	
	ハングルⅡAB	2後		1				○							兼1	隔年		
	ハングルⅡBA	2前		1				○							兼1	隔年		
	ハングルⅡBB	2後		1				○							兼1	隔年		
	小計 (69科目)		—		94			—								兼29		
	キャリア・市民形成	コンピュータ・リテラシーA	1・2・3・4前		1					○							兼2	
		コンピュータ・リテラシーB	1・2・3・4後		1					○							兼2	
		スポーツ健康科学実技A	1・2・3・4前		1					○							兼6	
		スポーツ健康科学実技B	1・2・3・4後		1					○							兼5	
		日本国憲法	1・2・3・4前・後		2			○									兼1	
		スポーツ健康科学講義Ⅰ	1・2・3・4前・後		2			○									兼1	
		スポーツ健康科学講義ⅡA	1・2・3・4前		2			○									兼2	
		スポーツ健康科学講義ⅡB	1・2・3・4後		2			○									兼2	
		情報化社会と人間	1・2・3・4後		2			○									兼1	
		社会人基礎力入門講義	1・2・3・4前		2			○									兼1	
		社会人基礎力実践講義	1・2・3・4後		2			○									兼1	
キャリアデベロップメント論		1・2・3・4前・後		2			○									兼2		
社会貢献活動入門		1・2・3・4前		2			○				1					兼1		
公務員論		1・2・3・4前		2			○									兼1		
情報ネットワーク論		1・2・3・4前		2			○									兼1		
テクニカルライティング	1・2・3・4前・後		2			○									兼1			
アカデミックライティング	1・2・3・4前・後		2			○									兼1			
インターンシップ入門	1・2・3・4後		2			○				1								
ボランティア活動入門	1・2・3・4前		2			○				1								
小計 (19科目)		—		34			—				1				兼17			
基 盤 教 育 科 目	総合・学際	総合ⅠA	1・2・3・4前		2			○								兼1		
		総合ⅠB	1・2・3・4後		2			○								兼1		
		総合ⅡA	1・2・3・4前		2			○								兼2		
		総合ⅡB	1・2・3・4後		2			○								兼2		
		総合ⅢA	1・2・3・4後		2			○				1						
		総合ⅢB	1・2・3・4後		2			○								兼2		
		総合ⅣA	1・2・3・4前		2			○								兼1		
		総合ⅣB	1・2・3・4後		2			○								兼2		
		総合ⅤA	1・2・3・4前		2			○								兼1		
		総合ⅤB	1・2・3・4後		2			○								兼1		
		総合ⅥA	1・2・3・4前		2			○								兼1		
		総合ⅥB	1・2・3・4後		2			○								兼1		
		総合ⅦA	1・2・3・4前		2			○								兼1		
		総合ⅦB	1・2・3・4後		2			○								兼1		

教 育 課 程 等 の 概 要															
(社会学部第2部社会福祉学科)															
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
基 盤 科 目	総合・学際	全学総合ⅠA	1・2・3・4前		2		○								兼2
		全学総合ⅠB	1・2・3・4後		2		○								兼3
		全学総合ⅡA	1・2・3・4前		2		○								兼2
		全学総合ⅡB	1・2・3・4後		2		○								兼1
		首都東京を学ぶ	1・2・3・4後		2		○								兼2
		小計 (19科目)	—		38		—			1					兼13
留 学 支 援 科 目	英語特別教育科目	English for Academic PurposesⅠA Listening/Speaking	1・2・3・4前・後		2			○							兼4
		English for Academic PurposesⅠB Reading/Writing	1・2・3・4前・後		2			○							兼4
		English for Academic PurposesⅡA Listening/Speaking	1・2・3・4前・後		2			○							兼3
		English for Academic PurposesⅡB Reading/Writing	1・2・3・4前・後		2			○							兼3
		Pre-Study Abroad College Study Skills	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
		Pre-Study Abroad Basic Academic Writing	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
		Pre-Study Abroad Academic Essay Writing	1・2・3・4前・後		1			○							兼1
		Business English Communication	1・2・3・4前・後		2			○							兼1
		小計 (8科目)	—		13		—								兼8
専 門 科 目	必修	社会福祉学基礎演習A	1前	2				○		1			1		
		社会福祉学基礎演習B	1後	2				○		1			1		
		社会福祉学概論A	1前	2			○			1					
		ソーシャルワーク論	1前	2			○			1					
		社会福祉学総合演習ⅠA	2前	2				○		1			1		
		社会福祉学総合演習ⅠB	2後	2				○		1			1		
		社会福祉学総合演習ⅡA	3前	2				○		2					兼1
		社会福祉学総合演習ⅡB	3後	2				○		2					兼1
		社会福祉学総合演習ⅢA	4前	2				○		2					兼1
		社会福祉学総合演習ⅢB	4後	2				○		2					兼1
		小計 (10科目)	—	20			—			6			2		兼1
	選択必修A	統計情報処理および実習	1前		2				○						兼2
		ウェブ情報処理および実習	1前		2				○						兼2
		小計 (2科目)	—	4			—								兼4
	選択必修B	社会福祉学概論B	1・2・3・4後		2		○			1					
		相談援助の理論と方法	1・2・3・4後		2		○			1					
		社会学概論A	1・2・3・4前		2		○								兼1
		社会学概論B	1・2・3・4後		2		○								兼1
		文化人類学A	1・2・3・4前		2		○								兼1
		文化人類学B	1・2・3・4後		2		○								兼1
		社会情報学基礎論A	1・2・3・4前		2		○								兼1
		社会情報学基礎論B	1・2・3・4後		2		○								兼1
		社会心理学概論A	1・2・3・4前		2		○								兼1
		社会心理学概論B	1・2・3・4後		2		○								兼1
社会調査入門A		1・2・3・4前		2		○								兼1	
社会調査入門B	1・2・3・4後		2		○								兼1		
社会調査および実習A	3・4前		2				○						兼3		
社会調査および実習B	3・4後		2				○						兼3		
小計 (14科目)	—	28			—			1	1				兼8		
目 選 択	高齢者福祉論	1・2・3・4前		2		○				1				兼1	
	障害者福祉論	1・2・3・4前		2		○								兼1	
	児童福祉論	1・2・3・4前		2		○									
	地域福祉論	1・2・3・4前		2		○								兼1	
	社会保障論	1・2・3・4前		2		○								兼1	
	公的扶助論	1・2・3・4後		2		○								兼1	
	福祉行財政と福祉計画	1・2・3・4後		2		○			1						
	介護概論	1・2・3・4後		2		○								兼1	
	非営利活動論	1・2・3・4後		2		○								兼1	
	社会学史A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
	社会学史B	1・2・3・4後		2		○								兼1	
	家族社会学A	1・2・3・4前		2		○								兼1	
	家族社会学B	1・2・3・4後		2		○								兼1	

7

教 育 課 程 等 の 概 要															
(社会学部第2部社会福祉学科)															
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専 門 科 目	選 択	風土と人間・社会A	2・3・4前		2		○								兼1
		風土と人間・社会B	2・3・4後		2		○								兼1
		社会学特講（現代社会論）A	3・4前		2		○								兼1
		社会学特講（現代社会論）B	3・4後		2		○								兼1
		社会学特講（文化社会学）A	3・4前		2		○								兼1
		社会学特講（文化社会学）B	3・4後		2		○								兼1
		社会学特講（社会福祉）A	3・4前		2		○			1					
		社会学特講（社会福祉）B	3・4後		2		○			1					
		社会学特講（メディアとコミュニケーション）A	3・4後		2		○								兼1
		社会学特講（メディアとコミュニケーション）B	3・4前		2		○								兼1
		社会学特講（社会心理学）A	3・4前		2		○								兼1
		社会学特講（社会心理学）B	3・4後		2		○								兼1
		政治学原論A	1・2・3・4前		2		○								兼1
		政治学原論B	1・2・3・4後		2		○								兼1
		卒業論文（卒業研究）	4秋		8		○			8	3	1			
小計（87科目）		—		180		—		8	3	1			兼47		
成 業 科 目 リ ア 形	選 択	キャリアデザインA	1・2・3・4後		2		○			1					
		キャリアデザインB	1・2・3・4前		2		○							兼1	
		小計（2科目）		—		4		—		1				兼1	
合計（284科目）			—	20	503		—		9	3	1	2		兼?	
学位又は称号			学士（社会学）			学位又は学科の分野			文学関係、経済学関係、法学関係						
卒業・修了要件及び履修方法							授業期間等								
1) 卒業要件となる科目で124単位以上を修得すること。 2) 専門科目 ①全体で58単位以上を修得すること。 ②必修科目を20単位修得すること。 ③選択必修Aから2単位以上修得すること。 ④選択必修Bから10単位以上修得すること。 ⑤選択科目から26単位以上修得すること。 3) 基盤教育科目 ①留学支援科目を除き、全体で20単位以上修得すること。 ②哲学・思想において2単位以上修得すること。							1 学年の学期区分			2 学期					
							1 学期の授業期間			15 週					
							1 時限の授業時間			90 分					

- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
 - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

学生確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生確保の見通し及び申請者としての取り組み状況

社会学部第2部社会福祉学科を募集停止するものであり、該当しない。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

社会学部第2部社会福祉学科を募集停止するものであり、該当しない。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ヤグチ エツコ 矢口 悦子 ＜令和2年4月＞		博士 (人文科学)		東洋大学学長 (令和2年4月)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。